



県章

山形県公報

令和2年3月24日(火)
第90号

毎週火・金曜日発行

目次

規 則

- 山形県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………(水大気環境課) ……218
- 山形県子ども館条例施行規則を廃止する規則……………(子育て支援課) ……219
- 山形県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則……………(若者活躍・男女共同参画課) ……同
- 山形県覚せい剤取締法施行細則の一部を改正する規則……………(健康福祉企画課) ……同
- 山形県毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則……………(同) ……221
- 山形県保健所及び山形県衛生研究所使用料、手数料条例施行規則の一部を改正する規則……………(同) ……同
- 山形県無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則……………(地域福祉推進課) ……同
- 山形県産業創造支援センター条例施行規則の一部を改正する規則……………(中小企業振興課) ……226
- 山形県工業技術センター設備の一部使用に関する規則の一部を改正する規則…(工業戦略技術振興課) ……同
- 山形県高度技術研究開発センター条例施行規則の一部を改正する規則……………(同) ……228
- 山形県県民会館条例施行規則を廃止する規則……………(山形県総合文化芸術館整備推進課) ……同
- 山形県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則……………(建築住宅課) ……同

訓 令

- 山形県鳥獣保護管理員服務規程を廃止する訓令……………(みどり自然課) ……230

告 示

- 県議会定例会の閉会……………(財政課) ……同
- 津波災害警戒区域の指定……………(防災危機管理課) ……同
- 土壤汚染対策法による形質変更時要届出区域の指定……………(水大気環境課) ……232
- 同……………(同) ……同
- 知事指定薬物の指定の失効……………(健康福祉企画課) ……同
- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(置賜総合支庁地域保健福祉課) ……同
- 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……233
- 介護老人保健施設の廃止……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……同
- 救急病院等の告示……………(地域医療対策課) ……同
- 平成7年3月県告示第264号(山形県工業技術センター手数料条例による手数料の額)の一部改正……………(工業戦略技術振興課) ……234
- 地方卸売市場の廃止の許可……………(6次産業推進課) ……235
- 地方卸売市場における卸売業務の廃止の届出……………(同) ……同
- 地域登録検査機関の登録事項の変更の届出……………(県産米ブランド推進課) ……同
- 県営土地改良事業計画の変更……………(村山総合支庁農村計画課) ……248
- 県営土地改良事業計画の決定……………(最上総合支庁農村計画課) ……249
- 県営土地改良事業の施行に伴う工事の完了……………(置賜総合支庁農村計画課) ……同
- 土地改良区の役員の就任の届出……………(庄内総合支庁農村計画課) ……同
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁北村山建設総務課) ……250
- 同……………(同) ……同
- 都市計画事業の認可の告示……………(都市計画課) ……同
- 同……………(同) ……251

- 土砂災害警戒区域の指定の解除……………（砂防・災害対策課）…同
- 土砂災害特別警戒区域の指定の解除……………（同）…同
- 土砂災害警戒区域の指定……………（同）…252
- 土砂災害特別警戒区域の指定……………（同）…253
- 酒田港港湾計画の変更の概要……………（空港港湾課）…同
- 平成19年3月県告示第304号（山形県港湾施設の概要）の一部改正……………（同）…259
- 道路の位置の指定……………（村山総合支庁建築課）…260
- 県証紙売りさばき業務の廃止の届出……………（会計局）…同

公安委員会関係

規 則

- 山形県道路交通規則の一部を改正する規則……………同
- 山形県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則……………264

人事委員会関係

規 則

- 山形県人事委員会規則5-2（特殊勤務手当支給の基準と手続）の一部を改正する規則……………同

企業局関係

規 程

- 山形県企業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程……………265

病院事業局関係

規 程

- 山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程……………同

公 告

- 一般競争入札の公告……………（情報政策課）…266
- 令和2年度調理師試験の実施……………（食品安全衛生課）…267
- 二級建築士試験及び木造建築士試験の実施に係る受験手続の変更……………（建築住宅課）…268
- 県営住宅入居者の一般公募……………（村山総合支庁建築課）…同
- 同……………（最上総合支庁建築課）…273
- 同……………（庄内総合支庁建築課）…276
- 監査結果の公表……………（監査委員）…280
- 監査の結果に基づき講じた措置の公表……………（同）…284
- 包括外部監査の結果に基づき講じた措置の公表……………（同）…同

規 則

山形県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第6号

山形県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則

山形県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則（昭和60年10月県規則第49号）の一部を次のように改正

する。

第3条第2項に次の1号を加える。

(8) 専任の浄化槽管理士が第7条の2に規定する研修を修了したことを証する書類

第7条の次に次の1条を加える。

(研修)

第7条の2 条例第10条第3項に規定する規則で定める研修は、県が行う研修その他知事が適当と認める研修とする。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第3条第2項に1号を加える改正規定は、令和3年4月1日から施行する。

山形県こども館条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和2年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第7号

山形県こども館条例施行規則を廃止する規則

山形県こども館条例施行規則（平成4年3月県規則第15号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

山形県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第8号

山形県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則

山形県青少年健全育成条例施行規則（昭和54年8月県規則第53号）の一部を次のように改正する。

別表第4項の表中

江南体育館	山形市江南一丁目1番27号
山形県こども館	山形市七日町三丁目1番23号

を

江南体育館	山形市江南一丁目1番27号
-------	---------------

に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

山形県覚せい剤取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第9号

山形県覚せい剤取締法施行細則の一部を改正する規則

山形県覚せい剤取締法施行細則（昭和26年9月県規則第69号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

山形県覚醒剤取締法施行細則

第1条中「覚せい剤取締法（）」を「、覚醒剤取締法（）」に改め、「規則」とは覚せい剤取締法施行規則（昭和26年厚生省令第30号）」を削る。

第2条中「法及び規則により知事に提出する」を「次の各号に掲げる」に改め、同条第1号中「覚せい剤施用機関廃止届」を「覚醒剤施用機関等廃止届」に改め、同条第2号中「覚せい剤研究者の研究廃止届」を「覚醒剤研究者の研究廃止届」に改め、同条第3号中「覚せい剤施用機関の開設者又は覚せい剤研究者に係る指定証再交付願」を「覚醒剤施用機関の開設者又は覚醒剤研究者に係る指定証再交付申請書」に改め、同条第4号中「覚せい剤施用機関の開設者又は覚せい剤研究者に係る指定証返納届」を「覚醒剤施用機関の開設者又は覚醒剤研究者に係る指定

証返納届」に改め、同条第5条中「施用機関の名称変更届」を「覚醒剤施用機関の名称変更届」に改め、同条第6号中「研究者の氏名等の変更届」を「覚醒剤研究者の氏名等の変更届」に改め、同条第7号中「覚せい剤施用機関又は覚せい剤研究者に係る覚せい剤指定失効報告書」を「覚醒剤施用機関又は覚醒剤研究者に係る覚醒剤指定失効報告書」に改め、同条第8号中「第28条の規定する覚せい剤施用機関又は覚せい剤研究者」を「第28条第1項に規定する覚醒剤施用機関又は覚醒剤研究者」に改め、同条第9号中「覚せい剤施用機関又は覚せい剤研究者に係る報告書」を「覚醒剤施用機関又は覚醒剤研究者に係る報告書」に改める。

第3条中「第18条」を「第18条第1項」に、「覚せい剤譲渡証又は覚せい剤譲受証」を「覚醒剤譲渡証又は覚醒剤譲受証」に、「覚せい剤譲渡証（譲受証）交付申請書」を「覚醒剤譲渡証（譲受証）交付申請書」に改める。

第4条第1項中「覚せい剤施用機関」を「覚醒剤施用機関」に、「の定める」を「による」に改め、同条第2項中「覚せい剤施用機関」を「覚醒剤施用機関」に、「き損し」を「毀損し」に、「基いて」を「基づいて」に改める。

別記様式第1号の甲中「覚せい剤施用機関廃止届」を「覚醒剤施用機関廃止届」に、「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に改める。

別記様式第1号の乙中「覚せい剤施用機関診療科名の診療廃止届」を「覚醒剤施用機関診療科名の診療廃止届」に、「覚せい剤施用機関指定基準」を「覚醒剤取締法第9条第2項第2号に規定する指定基準」に、「覚せい剤取締法第9条第2項」を「同項」に改め、同様式の備考中「あわせて行なう」を「併せて行う」に、「1を」を「いずれかを」に、「のみの場合には届出の必要ない」を「ときは、届出を要しない」に改める。

別記様式第2号中「覚せい剤研究者の研究廃止届」を「覚醒剤研究者の研究廃止届」に、「覚せい剤の」を「覚醒剤の」に、「覚せい剤取締法第12条第1項」を「覚醒剤取締法第9条第3項」に改める。

別記様式第3号中「指定証再交付願」を「指定証再交付申請書」に、「覚せい剤施用機関」を「覚醒剤施用機関」に、「覚せい剤研究者」を「覚醒剤研究者」に、「き損（亡失）したので覚せい剤取締法」を「毀損（亡失）したので覚醒剤取締法」に改める。

別記様式第4号中「覚せい剤施用機関」を「覚醒剤施用機関」に、「覚せい剤研究者」を「覚醒剤研究者」に、「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に改める。

別記様式第5号中「施用機関の名称変更届」を「覚醒剤施用機関の名称変更届」に、「覚せい剤施行機関」を「覚醒剤施用機関」に、「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に改める。

別記様式第6号中「研究者氏名（住所）変更届」を「覚醒剤研究氏名（住所）変更届」に、「覚せい剤研究者氏名」を「覚醒剤研究者の氏名」に、「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に改める。

別記様式第7号中「覚せい剤指定失効報告書」を「覚醒剤指定失効報告書」に、「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、同様式の備考中「フェニルメチルアミノプロパン錠」を「フェニルメチルアミノプロパン錠等」に改める。

別記様式第8号の甲中「覚せい剤取締法第28条に規定する施用機関管理者の帳簿の様式」を「覚醒剤取締法第28条第1項に規定する覚醒剤施用機関管理者の帳簿の様式」に改め、同様式の備考第3項中「譲り受け先」を「譲受先」に改める。

別記様式第8号の乙中「覚せい剤取締法第28条に基づく覚せい剤研究者の帳簿の様式」を「覚醒剤取締法第28条第1項に規定する覚醒剤研究者の帳簿の様式」に改め、同様式の備考第4項中「その旨」を「その旨を」に改める。

別記様式第9号の甲中「覚せい剤施用機関の報告」を「覚醒剤施用機関の報告」に、「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に改める。

別記様式第9号の乙中「覚せい剤研究者の報告」を「覚醒剤研究者の報告」に、「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に改める。

別記様式第10号中「覚せい剤譲渡証（譲受証）交付申請書」を「覚醒剤譲渡証（譲受証）交付申請書」に、「覚せい剤取締法第18条」を「覚醒剤取締法第18条第1項」に、「覚せい剤譲渡証（譲受証）の」を「覚醒剤譲渡証（譲受証）の」に改める。

別記様式第11号中「県の開設する覚せい剤施用機関指定証」を「県の開設する覚醒剤施用機関指定証」に、「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、「覚せい剤施用機関の」を「覚醒剤施用機関の」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

山形県毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第10号

山形県毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則

山形県毒物及び劇物取締法施行細則（昭和41年10月県規則第72号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第4項」を「第3項」に改め、同条第5号中「第17条第2項」を「第18条第1項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
（知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部改正）
- 2 知事の権限に属する事務の委任に関する規則（昭和41年9月県規則第70号）の一部を次のように改正する。
別表保健所長の項第23項第1号イ中「第4項」を「第3項」に改め、同号ホ中「第17条第2項」を「第18条第1項」に改める。

山形県保健所及び山形県衛生研究所使用料、手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第11号

山形県保健所及び山形県衛生研究所使用料、手数料条例施行規則の一部を改正する規則

山形県保健所及び山形県衛生研究所使用料、手数料条例施行規則（昭和48年3月県規則第17号）の一部を次のように改正する。

別表中	910円	を	920円	に改める。
	13,500		14,800	
	19,500		18,400	
	3,160		3,170	
	11,600		12,900	
	7,790		8,620	
	18,500		15,500	
	60,600		62,800	
	5,180		5,160	
	8,950		9,060	
	3,430		3,470	
	17,100		17,000	
	77,600		60,000	
	5,180		5,160	
	8,950		9,060	
	2,230		2,210	
	12,600		12,700	
	50,700		47,800	
	5,180		5,160	
	8,950		9,060	
870	880			

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

山形県無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

令和2年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第12号

山形県無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、山形県無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和2年3月県条例第20号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

（運営規程）

第3条 条例第7条第1項の規則で定める重要事項は、次のとおりとする。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入居定員
- (4) 入居者に提供するサービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 施設の利用に当たっての留意事項
- (6) 非常災害対策
- (7) 前各号に掲げるもののほか、施設の運営に関する重要事項

（記録の整備）

第4条 無料低額宿泊所は、設備、職員及び会計に関する記録を整備しなければならない。

2 無料低額宿泊所は、入居者に対するサービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。

- (1) 提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (2) 第21条第1項の規定による苦情の内容等の記録
- (3) 第22条第1項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

（サテライト型住居の数等）

第5条 一の本体施設に附属することができるサテライト型住居の数は、次の各号に掲げる職員の配置の基準に応じ、それぞれ当該各号に定める数とする。

- (1) 条例第6条第1項及び第3項の要件を満たす者が施設長のみ 4以下
- (2) 条例第6条第1項及び第3項の要件を満たす者が施設長のほか1人以上 8以下

2 無料低額宿泊所（サテライト型住居を設置するものに限る。次項及び第4項において同じ。）の入居定員の合計は、次の各号に掲げる職員の配置の基準に応じ、それぞれ当該各号に定める人数とする。

- (1) 条例第6条第1項及び第3項の要件を満たす者が施設長のみ 20人以下
- (2) 条例第6条第1項及び第3項の要件を満たす者が施設長のほか1人以上 40人以下

3 無料低額宿泊所は、サテライト型住居について、前条第1項に規定する記録を整備しなければならない。

4 無料低額宿泊所は、サテライト型住居について、前条第2項各号に掲げる記録及び第13条の規定による状況把握の実施に係る記録を整備し、入居者に対するサービスを提供した日及び状況把握を行った日から5年間保存しなければならない。

（設備の基準）

第6条 条例第11条第4項各号に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 居室 次に掲げる基準

イ 一の居室の定員は、1人とする。ただし、入居者がその者と生計を一にする配偶者その他の親族と同居する等2人以上で入居させることがサービスの提供上必要と認められる場合は、この限りでない。

ロ 地階に設けてはならないこと。

ハ 一の居室の床面積（収納設備に係る部分の床面積を除く。）は、7.43平方メートル以上とすること。ただし、地域の事情によりこれにより難しい場合にあっては、4.95平方メートル以上とすること。

ニ 居室の扉は、堅固なものとし、居室ごとに設けること。

ホ 出入口は、屋外、廊下又は広間のいずれかに直接面して設けること。

ヘ 各居室の間仕切壁は、堅固なものとし、天井まで達していること。

(2) 炊事設備 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

(3) 洗面所 入居定員に適したものを設けること。

(4) 便所 入居定員に適したものを設けること。

(5) 浴室 次に掲げる基準

イ 入居定員に適したものを設けること。

ロ 浴槽を設けること。

(6) 洗濯室又は洗濯場 入居定員に適したものを設けること。

（職員の配置の基準）

第7条 無料低額宿泊所に置くべき職員の員数は、入居者の数及び提供するサービスの内容に応じた適当数とし、そのうち1人は施設長としなければならない。

2 無料低額宿泊所が日常生活支援住居施設に該当する場合は、前項の規定にかかわらず、日常生活支援住居施設としての職員の員数の要件を満たさなければならない。

（内容及び手続の説明並びに契約の締結等）

第8条 条例第13条第1項の規則で定める重要事項は、次のとおりとする。

(1) 条例第7条第1項に規定する運営規程の概要

(2) 職員の勤務の体制

(3) サービスの内容及び費用

(4) 苦情への対応方法

(5) 事故発生時の対応方法

(6) 前各号に掲げるもののほか、入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項

2 無料低額宿泊所は、条例第13条第2項の契約期間の満了前に、あらかじめ入居者の意向を確認するとともに、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第14条第1項の規定に基づき都道府県又は市町村が設置する福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）等都道府県又は市町村の関係機関と、当該入居者が継続して無料低額宿泊所を利用する必要性について協議しなければならない。

3 無料低額宿泊所は、入居申込者からの申出があった場合には、条例第13条第1項の規定による文書の交付に代えて、第6項に定めるところにより、当該入居申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項及び同条第2項に規定する事項（以下「重要事項等」という。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該無料低額宿泊所は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ 無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機と入居申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された重要事項等を電気通信回線を通じて入居申込者の閲覧に供し、当該入居申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項等を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに重要事項等を記録したものを交付する方法

4 前項各号に掲げる方法は、入居申込者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

5 第3項第1号の電子情報処理組織とは、無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機と入居申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

6 無料低額宿泊所は、第3項の規定により重要事項等を提供しようとするときは、あらかじめ、当該入居申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第3項各号に掲げる方法のうち無料低額宿泊所が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

7 前項の規定による承諾を得た無料低額宿泊所は、当該入居申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該入居申込者に対し、重要事項等の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該入居申込者が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（入退居）

第9条 無料低額宿泊所は、入居予定者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活の状況等の把握に努めな

ればならない。

2 無料低額宿泊所は、入居者の心身の状況、入居中に提供することができるサービスの内容等に照らし、無料低額宿泊所において日常生活を営むことが困難となったと認められる入居者に対し、その者の希望、その者が退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の状態に適合するサービスに関する情報の提供を行うとともに、適切な他のサービスを受けることができるよう必要な援助に努めなければならない。

3 無料低額宿泊所は、入居者の退居に係る援助に際しては、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関、相談等の支援を行う保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めなければならない。

（利用料の受領）

第10条 無料低額宿泊所は、入居者から利用料として、次に掲げる費用（第7号に掲げる費用については、当該無料低額宿泊所が日常生活支援住居施設である場合に限る。）を受領することができる。

(1) 食事の提供に要する費用

(2) 居室使用料

(3) 共益費

(4) 光熱水費

(5) 日用品費

(6) 基本サービス費

(7) 入居者が選定する日常生活上の支援に関するサービスの提供に要する費用

2 前項各号に掲げる利用料の基準は、次の各号に掲げる費用の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 食事の提供に要する費用 食料費及び調理等に関する費用に相当する金額とすること。

(2) 居室使用料 次に掲げる基準

イ 無料低額宿泊所の整備に要した費用、修繕費、管理事務費、地代に相当する額等を基礎として合理的に算定された金額とすること。

ロ イに規定する金額以外に、敷金、権利金、謝金等の金品を受領しないこと。

(3) 共益費 共用部分の清掃、備品の整備等の共用部分の維持管理に要する費用に相当する金額とすること。

(4) 光熱水費 居室及び共用部分に係る光熱水費に相当する金額とすること。

(5) 日用品費 入居者本人が使用する日用品の購入費に相当する金額とすること。

(6) 基本サービス費 入居者の状況把握等の業務に係る人件費、事務費等に相当する金額とすること。

(7) 入居者が選定する日常生活上の支援に関するサービスの提供に要する費用 次に掲げる基準

イ 人件費、事務費等（前号の基本サービス費に係るものを除く。）に相当する金額とすること。

ロ 日常生活支援住居施設として受領する委託費を除くこと。

（食事）

第11条 無料低額宿泊所は、入居者に食事を提供する場合、量及び栄養並びに当該入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

（入浴）

第12条 無料低額宿泊所は、入居者に対し1日に1回の頻度で入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、あらかじめ、当該入居者に対し当該事情の説明を行うことにより、1週間に3回以上の頻度とすることができる。

（状況把握）

第13条 無料低額宿泊所は、原則として1日に1回以上、入居者に対し居室への訪問等による状況把握を行わなければならない。

（施設長の責務）

第14条 施設長は、無料低額宿泊所の職員（施設長を除く。次項において同じ。）の管理、入退居に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 施設長は、職員に条例及びこの規則の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

（職員の責務）

第15条 無料低額宿泊所の職員は、入居者からの相談に応じるとともに、適切な助言及び必要な支援を行わなければならない。

（勤務体制の確保等）

第16条 無料低額宿泊所は、入居者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定めなければならない。

- 2 無料低額宿泊所は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。
- 3 無料低額宿泊所は、職員の処遇について、労働に関する法令の規定を遵守するとともに、職員の待遇の向上に努めなければならない。

（定員の遵守）

第17条 無料低額宿泊所は、入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（日常生活に係る金銭の管理）

第18条 入居者の金銭の管理は、当該入居者本人が行う。ただし、金銭の適切な管理を行うことに支障がある入居者であって、無料低額宿泊所による金銭の管理を希望するものに対し、次に掲げるところにより、無料低額宿泊所が日常生活に係る金銭を管理することを妨げない。

- (1) 成年後見制度その他の金銭の管理に係る制度をできる限り活用すること。
- (2) 無料低額宿泊所が管理する金銭は、入居者に係る金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下「金銭等」という。）であって、日常生活を営むために必要な金額に限ること。
- (3) 金銭等を無料低額宿泊所が有する他の財産と区分すること。
- (4) 金銭等は、入居者の意思を尊重して管理すること。
- (5) 条例第13条第1項に規定する契約とは別に、入居者の日常生活に係る金銭等の管理に係る事項のみを内容とする契約を締結すること。
- (6) 金銭等の出納を行う場合は、無料低額宿泊所の職員が2人以上で確認を行う等の適切な体制を整備すること。
- (7) 入居者ごとに金銭等の収支の状況を明らかにする帳簿を整備するとともに、収支の記録について定期的に入居者本人に報告を行うこと。
- (8) 入居者が退居する場合には、速やかに、管理する金銭等を当該入居者に返還すること。
- (9) 金銭等の詳細な管理方法、入居者本人に対する収支の記録の報告方法等について管理規程を定めること。
- (10) 前号の管理規程を定め、又は変更したときは、知事に届け出ること。
- (11) 入居者が被保護者である場合は、当該入居者の金銭等の管理に係る契約の締結時又は変更時には、福祉事務所にその旨の報告を行うこと。
- (12) 金銭等の管理の状況について、知事の求めに応じて速やかに報告できる体制を整えておくこと。

（掲示及び公表）

第19条 無料低額宿泊所は、当該無料低額宿泊所の入居者の見やすい場所に、第8条第1項各号に掲げる重要事項を掲示しなければならない。

- 2 無料低額宿泊所は、運営規程を公表するとともに、毎会計年度終了後3月以内に、貸借対照表、損益計算書等収支の状況に係る書類を公表しなければならない。

（広告）

第20条 無料低額宿泊所は、当該無料低額宿泊所について広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

（苦情への対応等）

第21条 無料低額宿泊所は、条例第17条の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

- 2 無料低額宿泊所は、その提供したサービスに関し、知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 3 無料低額宿泊所は、知事からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を知事に報告しなければならない。
- 4 無料低額宿泊所は、法第83条に規定する運営適正化委員会が行う法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

（事故発生時の対応）

第22条 無料低額宿泊所は、条例第18条の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

- 2 無料低額宿泊所は、入居者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第5条の規定は、令和4年4月1日から施行する。（居室に関する経過措置）
- 2 この規則の施行の際現に生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成30年法律第44号）第5条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第69条第1項の規定による届出がなされている無料低額宿泊所が事業の用に供している建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この規則の施行の日後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）について、第6条第1号イ及びニからハまでの規定は、この規則の施行の日後3年間は、適用しない。
- 3 この規則の施行の際現に旧法第69条第1項の規定による届出がなされている無料低額宿泊所が、平成27年6月30日において事業の用に供していた建物（基本的な設備が完成しているものを含み、同年7月1日以降に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室のうち、第6条第1号ハに規定する基準を満たさないものについては、同ハの規定にかかわらず、当分の間、次に掲げる事項を満たすことを条件として、無料低額宿泊所としての利用に供することができる。
 - (1) 居室の床面積が、収納設備等に係る部分の床面積を除き、3.3平方メートル以上であること。
 - (2) 入居予定者に対し、あらかじめ、居室の床面積が第6条第1号ハに規定する基準を満たさないことを記した文書を交付して説明を行い、同意を得ること。
 - (3) 入居者の寝具及び身の回り品を各人別に収納することができる収納設備を設けること。
 - (4) 共用室を設けること。
 - (5) 居室の床面積の改善についての計画を、知事と協議の上作成すること。
 - (6) 前号の規定により作成した計画を知事に提出するとともに、段階的かつ計画的に第6条第1号ハに規定する基準を満たすよう必要な改善を行うこと。
- 4 前項の建物については、同項第5号の規定による必要な改善が図られない限り、新たな居室を増築してはならない。

山形県産業創造支援センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第13号

山形県産業創造支援センター条例施行規則の一部を改正する規則

山形県産業創造支援センター条例施行規則（平成11年5月県規則第58号）の一部を次のように改正する。
別表2設備の項の表中「1,200円」を「2,700円」に、「1,000円」を「1,800円」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

山形県工業技術センター設備の一部使用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第14号

山形県工業技術センター設備の一部使用に関する規則の一部を改正する規則

山形県工業技術センター設備の一部使用に関する規則（昭和27年11月県規則第69号）の一部を次のように改正する。

別表中 「

740円

」 を 「

820円

」 に、「

220円

」 を 「

230円

」 に、「

1,290円
2,020円

」 を

「

1,320円
2,040円

」 に、

熱定数測定装置	1時間	2,960円
加圧成形機	1時間	810円
陶芸用焼成炉	1時間	1,210円
複合試験装置（環境試験のみ）	1時間	2,200円
複合試験装置	1時間	5,160円
落下衝撃試験装置	30分	1,760円

を

熱定数測定装置	1時間	3,000円
加圧成形機	1時間	820円
陶芸用焼成炉	1時間	1,280円
落下衝撃試験装置	30分	1,780円

に、

850円
600円
490円

を

900円
660円
510円

に、「990円」を「1,000円」に、「2,110円」を「2,120円」に、

エネルギー分散型エックス線分析装置	30分	590円
グロー放電発光分光分析装置	1時間	5,820円

を

グロー放電発光分光分析装置	1時間	5,830円
---------------	-----	--------

に、

2,800円

を

2,810円
3,740円
2,860円
3,810円
2,870円
2,180円
2,670円
1,970円
2,390円
1,430円
3,460円
2,200円
2,700円
2,010円
2,430円
1,450円
3,480円

1,750円
1,450円
1,260円
1,690円
3,040円
1,770円
1,480円
1,290円
1,720円
3,070円
840円
880円
2,330円
980円
650円

2,350円
990円
660円
630円
330円
350円
1,250円
640円
350円
360円
1,330円
2,370円
2,100円
5,000円
3,540円
2,550円
2,160円
5,120円
3,730円

「1時間 2,670円」を「1時間 2,690円」に、「4,060円」を「4,070円」に、

「3,060円」を「3,070円」に、「6,450円」を「6,470円」に、「2,930円」を「2,970円」に、「2,710円」を「2,750円」に、

「1,370円」を「1,410円」に、「8,780円」を「8,810円」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

山形県高度技術研究開発センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第15号

山形県高度技術研究開発センター条例施行規則の一部を改正する規則

山形県高度技術研究開発センター条例施行規則（平成6年2月県規則第4号）の一部を次のように改正する。
別表第2項を次のように改める。

2 設備

区分	設備名	単位	使用料の額
計測分析 設備	オージェ電子分光分析装置	1時間当たり	6,480円
	エックス線マイクロアナライザー		7,050円
	万能三次元測定機		7,230円
	光電子分光分析装置		8,900円
	非接触三次元測定装置		3,250円
	環境制御型電子顕微鏡		4,770円
	コンフォーカル顕微鏡		2,730円
	微小部応力測定装置		7,020円
	平面度測定解析装置		3,580円
加工設備	超精密非球面研削盤	1時間当たり	15,080円
	超精密マイクロ加工機		16,010円
	超高速加工機		6,570円
	高精度溝加工機		5,660円
視聴覚設 備	拡声装置	1時間当たり	100円
	オーバーヘッドプロジェクター		100円
	スライド映写機		100円
	液晶データプロジェクター装置		100円
	ビデオプロジェクター装置		610円

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

山形県県民会館条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和2年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第16号

山形県県民会館条例施行規則を廃止する規則

山形県県民会館条例施行規則（昭和39年4月県規則第22号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

山形県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第17号

山形県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

山形県県営住宅条例施行規則（昭和37年4月県規則第43号）の一部を次のように改正する。

第1条の3第2項第3号中「小学校就学の始期に達するまでの」を「18歳に達する日以後の最初の3月31日まで

の間にある」に改める。

第7条の次に次の1条を加える。

（入居許可取消通知書）

第7条の2 知事は、条例第9条第4項の規定に基づいて入居の許可を取り消したときは、県営住宅入居許可取消通知書（別記様式第6号の2）によつて通知する。

第9条中「連帯保証人を」を「連帯保証人が条例第10条第2項に該当しなくなったこと、連帯保証人が死亡したこと等により、連帯保証人を」に改める。

第11条第4項中「収入等認定更生通知書」を「収入等認定更正通知書」に改める。

第17条の2を削る。

別記様式第2号中「許可します県営住宅」を「許可する県営住宅」に改める。

「連帯住所

別記様式第4号中 保証人 氏名 ㊟ を
（電話番号 ） 」

「連帯住所

保証人 氏名 ㊟

（電話番号 ） に改め、同様式の注書に次の1項を加える。

使用者との関係又は続柄

極度額 円 」

3 極度額は、請書提出時の山形県県営住宅条例第11条第1項に規定する近傍同種の住宅の家賃の額に6を乗じた額に20万円を加えた額を記入すること。

別記様式第6号の次に次の1様式を加える。

様式第6号の2

県営住宅入居許可取消通知書			
			年 月 日
様			山形県知事 氏 名 ㊟
年 月 日付けで許可した県営住宅の入居について、下記のとおり取り消したので、通知します。			
入居の許可を取り消した住宅の所在地	住宅名及び番		号
入居の許可を取り消した理由			
<p>（教示）</p> <p>この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内に山形県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。</p> <p>処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は山形県知事となります。）提起することができます。ただし、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</p> <p>また、審査請求をした場合の処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。ただし、その審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</p>			

別記様式第8号中 「住所 氏名 ㊟ を

「住所

氏名 ㊦

入居者との関係又は続柄 に、「同施行規則」を「山形県県営住宅条例施行規則」に改める。

極度額 円

※極度額は、旧保証人と同額とすること。」

別記様式第14号中「収入等認定更生通知書」を「収入等認定更正通知書」に、「更生しました」を「更正しました」に、「更生後」を「更正後」に、「更生前」を「更正前」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

訓 令

山形県訓令第1号

環境エネルギー部
総 合 支 庁

山形県鳥獣保護管理員服務規程を廃止する訓令を次のように定める。

令和2年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県鳥獣保護管理員服務規程を廃止する訓令

山形県鳥獣保護管理員服務規程（昭和39年3月県訓令第3号）は、廃止する。

附 則

- 1 この訓令は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行の日前にこの訓令による廃止前の山形県鳥獣保護管理員服務規程第3条各項の規定により行われた業務に係る服務日誌については、同訓令第4条及び別記様式第1号の規定は、なおその効力を有する。

告 示

山形県告示第164号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により令和2年2月19日招集した山形県議会定例会は、同年3月18日開会した。

令和2年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県告示第165号

津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律123号）第53条第1項の規定により、津波災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和2年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

津波災害警戒区域	基準水位
<p>鶴岡市湯野浜字浜泉及び字笹立、同市湯野浜一丁目、同市湯野浜二丁目、同市宮沢字小沢、同市金沢字向山、同市加茂字弁慶沢、字加茂、字岩倉、字大崩及び字清水平、同市今泉字真台、字大久保及び字内山之沢、同市油戸字油沢及び字中田、同市由良字村上、字楮、字川原田、字由良沢及び字町田、同市由良一丁目、同市由良二丁目、同市由良三丁目、同市三瀬字宮ノ前、字横町、字殿田、字堅田及び字浦田、同市小波渡字李台、字明ノ下、字宮林、字甘木台及び字浜田、同市堅苔沢字平畑、字淵ノ上、字深浦、字葭浦及び字宮田、同市五十川字蔦ヶ坂、字山之脇、字浜千鳥、字真砂沢及び字黒滝、同市温海字戸田、字雨池、字暮坪、字蟹沢、字米子、字温福、字温海、字萩田、字片淵及び字釜谷坂、同市大岩川字白岩、字沢山、字木揚場、字中川原、字家の平及び字岩清水、同市小岩川字境沢、字宮田、字巖、字出口及び字大磯、同市早田字戸ノ浦、字山崎、字上ノ山、字前沢、字河内及び字山添並びに同市鼠ヶ関字横路、字中道、字橋掛、字興屋及び字原海の区域のうち次の図に示す区域</p>	<p>次の図のとおり</p>
<p>酒田市飛島字法木甲、字法木乙、字中村甲、字中村乙、字勝浦甲及び字勝浦乙、同市穂積字尻地、同市宮海、同市高砂、同市高砂二丁目、同市古湊、同市古湊町、同市豊里字堂脇、字下藤塚、字大割、字中堰下、字上割、字下割、字西割、字下西割、字落脇、字芦原、字田村、字南沼田ノ上、字沼下中割、字石割、字東野及び字沼下シド、同市保岡字屋敷添、同市吉田字中谷地、字西興屋、字平成及び字下谷地、同市吉田新田字宮ノ西、字落シ端、字西通端及び字中野谷地、同市酒井新田字金屋田、字東割、字道ノ下、字山ノ下、字堰下、字中割、字フケ田、字水口及び字二番割、同市浜松町、同市光ヶ丘二丁目、同市光ヶ丘三丁目、同市光ヶ丘五丁目、同市ゆたか一丁目、同市ゆたか二丁目、同市ゆたか三丁目、同市大浜一丁目、同市大浜二丁目、同市東泉町二丁目、同市東泉町四丁目、同市東泉町六丁目、同市下安町、同市上安町一丁目、同市上安町二丁目、同市富士見町一丁目、同市富士見町二丁目、同市中野曾根字西新田及び字前田、同市漆曾根字上新田、字漆新田、字堂田、字樋ノ前、字大谷地及び字蛭沼、同市荻島字西田、同市旭新町、同市浜田一丁目、同市浜田二丁目、同市北新橋一丁目、同市北新橋二丁目、同市南新町二丁目、同市新橋一丁目、同市新橋二丁目、同市新橋三丁目、同市山居町一丁目、同市山居町二丁目、同市入船町、同市船場町一丁目、同市船場町二丁目、同市本町一丁目、同市本町二丁目、同市本町三丁目、同市下瀬、同市堤町、同市若竹町一丁目、同市若竹町二丁目、同市千石町一丁目、同市千石町二丁目、同市亀ヶ崎一丁目、同市亀ヶ崎三丁目、同市新井田町、同市上本町、同市東中の口町、同市東栄町、同市若浜町、同市古荒新田字南西田、同市落野目、同市宮野浦、同市宮野浦一丁目、同市宮野浦三丁目、同市若原町、同市大宮町二丁目、同市十里塚並びに同市浜中の区域のうち次の図に示す区域</p>	<p>次の図のとおり</p>

（「次の図」は、省略し、防災くらし安心部防災危機管理課及び庄内総合支庁総務企画部総務課並びに鶴岡市役所及び酒田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

山形県告示第166号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

令和2年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 指定する区域

長井市の行政区域のうち、次の図に示す区域（次の図は省略し、その図書を環境エネルギー部水大気環境課及び置賜総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第2項に規定する基準に適合していない特定有害物質の種類

砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

山形県告示第167号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

令和2年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 指定する区域

長井市の行政区域のうち、次の図に示す区域（次の図は省略し、その図書を環境エネルギー部水大気環境課及び置賜総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項に規定する基準に適合していない特定有害物質の種類

砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

3 土壤汚染対策法施行規則第31条第2項に規定する基準に適合していない特定有害物質の種類

砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

山形県告示第168号

山形県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成27年12月県条例第63号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定により、次のとおり知事指定薬物の指定が失効した。

令和2年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 失効した知事指定薬物の名称

- (1) メチル＝2－〔1－（4－フルオロプロチル）－1H－インダゾール－3－カルボキサミド〕－3，3－ジメチルプタノアート及びその塩類（通称名4F－MDMB－BINACA）
- (2) N－〔1－（2－フェニルエチル）ピペリジン－4－イル〕－N－フェニルペンタンアミド及びその塩類（通称名Valeryl fentanyl）
- (3) （8R）－1－アセチル－N，N－ジエチル－6－メチル－9，10－ジデヒドロエルゴリン－8－カルボキサミド及びその塩類（通称名ALD－52，1－Acetyl－LSD）
- (4) 1－（1，3－ベンゾジオキソール－5－イル）－2－（ブチルアミノ）ペンタン－1－オン及びその塩類（通称名N－Butylpentylone）

2 失効の理由

条例第2条第6号に掲げる薬物に指定されたため

3 失効年月日

令和2年3月9日

山形県告示第169号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和2年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
白鷹町病院事業	白鷹町訪問看護ステーション 西置賜郡白鷹町大字荒砥甲488番地	訪 問 看 護	令和 2. 3. 31

山形県告示第170号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和2年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者 の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
白鷹町病院事業	白鷹町訪問看護ステーション 西置賜郡白鷹町大字荒砥甲488番地	介護予防訪問看護	令和 2. 3. 31

山形県告示第171号

介護保険法（平成9年法律第123号）第99条第2項の規定により、介護老人保健施設の開設者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和2年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

介護老人保健施設の開設者 の名称又は氏名	介護老人保健施設の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
医療法人栄和会	介護老人保健施設あすなろ 鶴岡市本町二丁目2番35号	介護保健施設サービス	令和 2. 3. 31

山形県告示第172号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院である。

令和2年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

名 称	所 在 地	認 定 期 間
天 童 市 民 病 院	天童市駅西五丁目2番1号	令和2年4月1日から 令和5年3月31日まで
日 本 海 総 合 病 院	酒田市あきほ町30番地	
山 形 県 立 新 庄 病 院	新庄市若葉町12番55号	令和2年4月11日から 令和5年4月10日まで
寒 河 江 市 立 病 院	寒河江市大字寒河江字塩水80番地	
山 形 県 立 河 北 病 院	西村山郡河北町谷地字月山堂111番地	
朝 日 町 立 病 院	西村山郡朝日町大字宮宿843番地	

山形県告示第173号

平成7年3月県告示第264号（山形県工業技術センター手数料条例による手数料の額）の一部を次のように改正し、令和2年4月1日から施行する。

令和2年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 試験の項の表中「3,210円」を「3,220円」に、

1,220円

を

1,230円

に、

1,520円

を

1,530円

に、

4,420円

を

4,430円

に、

7,870円
10,000円

を

7,970円
10,100円

に、

890円

を

920円

に、

15,600円

を

16,200円

に、

塩水噴霧試験	1 試験24時間	5,230円	を
複合サイクル試験	1 試験 8 時間	4,850円	
耐光試験	1 試験 1 試料	1,780円	

塩水噴霧試験	1 試験24時間	5,300円	に、
複合サイクル試験	1 試験 8 時間	4,940円	

粒度分布測定試験	1 試験 1 試料	3,240円	を
----------	-----------	--------	---

粒度分布測定試験	1 試験 1 試料	3,240円	に、「15,100円」を「15,300円」に、
紫外線カーボンアーク灯光試験	1 試験 1 試料	2,000円	
キセノンアーク灯光試験	1 試験 1 試料	3,000円	

「2,250円」を「2,280円」に、

3,640円
4,380円

を

3,640円
4,390円

に改める。

2 分析の項の表中

15,400円

を

15,500円

に、「2,950円」を「2,970円」に、

9,000円
8,100円

を

9,230円
8,270円

に、

分光光度計分析	1 試料	8,980円	を
---------	------	--------	---

「	有機酸分析	1 試料	10,500円	に、							
	分光光度計分析	1 試料	8,980円								
「	9,860円	を	「	9,870円	に、	「	4,030円	を	「	4,120円	」に改める。
3加工の項の表中	「	680円	」	を	「	720円	」	に、	「	5,720円	」を
		1,670円				1,680円					
		4,900円				5,070円					
		2,600円				2,620円					
「	5,780円	」	に改める。								

4 デザイン、色見本製作、モデル製作(3)モデル製作の項の表中「。樹脂」を「。ただし、樹脂」に、「1,150円」を「1,160円」に改める。

山形県告示第174号

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第60条の規定により、地方卸売市場の廃止を次のとおり許可した。
令和2年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

廃止する者の名称及び代表者氏名	廃止する地方卸売市場		廃止許可の年月日
	名 称	所 在 地	
株式会社寒河江青果市場 取締役 小林 美恵子 取締役 小林 濱男	株式会社寒河江青果市場	寒河江市本楯三丁目 173番地の1	令和 2. 3.12

山形県告示第175号

山形県卸売市場条例（昭和46年12月県条例第50号）第10条の規定により、次のとおり地方卸売市場における卸売業務を廃止する旨の届出があった。
令和2年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

届出をした者の名称及び代表者氏名	届出に係る地方卸売市場		廃止年月日
	名 称	所 在 地	
株式会社寒河江青果市場 取締役 小林 美恵子 取締役 小林 濱男	株式会社寒河江青果市場	寒河江市本楯三丁目 173番地の1	令和元. 9.30

山形県告示第176号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関から次のとおり変更した旨の届出があった。
令和2年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
さがえ西村山農業協同組合
代表理事組合長 安孫子 常哉

寒河江市中央工業団地75

(2) 届出の内容

農産物検査員の氏名、住所及び農産物検査を行う農産物の種類			変更年月日
変更前	変更後	備考	
佐藤 知徳 東村山郡中山町大字長崎8043-92 玄米、小麦、大豆、そば	同 左	国内産農産物に限る。	令和元年11月30日
吉田 一男 西村山郡河北町大字吉田84 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
佐々木 和真 村山市大字河島乙113-1 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
土田 裕之 寒河江市字道生89 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
鈴木 啓司 西村山郡朝日町大字三中乙248-1 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
宮林 清 寒河江市新山町66-6 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
青木 悟 西村山郡河北町西里658 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
山崎 浩 寒河江市丸内二丁目3-10 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
佐藤 長弥 寒河江市南町一丁目2-46 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
半澤 弘典 西村山郡河北町西里2706 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
山田 博喜 西村山郡河北町谷地ひな市四丁目6-6 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
工藤 恭裕 寒河江市元町四丁目12-4 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
大泉 敏志 寒河江市大字寒河江字古河江29-8 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
結城 真人 西村山郡大江町大字小鉾630-1 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		

清野 睦彦 寒河江市大字柴橋979-12 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
結城 勇次郎 寒河江市大字柴橋858-1 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
菊地 俊 寒河江市新山町1-3 ベルソー A101 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
飯田 信之 西村山郡西川町大字睦合乙68 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
今田 竜乃助 西村山郡河北町田井193 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
氏家 俊希 寒河江市大字高屋77 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
矢作 慎吾 東根市鷲ノ森二丁目1-15 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
和田 孝太 西村山郡河北町西里1878 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
丹野 友樹 東村山郡中山町大字金沢271-5 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
齋藤 俊樹 上山市高野258 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
斎藤 勇介 西村山郡大江町大字本郷丁183-5 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
土田 晋也 寒河江市字道生173 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
芳賀 剛 寒河江市元町四丁目6-12 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
山田 和義 寒河江市石持町3-16 玄米、小麦、大豆、そば	/
武田 亮一 寒河江市船橋町11-3 玄米、小麦、大豆、そば	

- 2 (1) 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
山形県米穀集荷協同組合

理事長 滝田 俊一郎
山形市東籠野町43

(2) 届出の内容

農産物検査員の氏名、住所及び農産物検査を行う農産物の種類			変更年月日
変更前	変更後	備考	
高橋 重人 村山市河島山4-9 玄米	同 左	国内産農産物に限る。	令和2年2月20日
鈴木 美由紀 村山市大字湯野沢165 玄米	同 左		
尾崎 彰太郎 尾花沢市大字鶴巻田445 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
渡部 正寛 最上郡最上町大字志茂103 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
大場 宗一 最上郡舟形町長沢1206-2 玄米、大豆、そば	同 左		
後藤 幸平 西置賜郡飯豊町大字萩生992 玄米、大豆、そば	同 左		
後藤 まつ 西置賜郡飯豊町大字萩生992 玄米、大豆、そば	同 左		
長谷部 甚作 長井市成田1747 玄米、大豆、そば	同 左		
城戸口 捷己 山形市大字古館228 玄米	同 左		
庄司 保志 天童市大字山口193 もみ、玄米	同 左		
大泉 貴夫 天童市久野本二丁目2-1 もみ、玄米	同 左		
丹野 正英 西村山郡河北町大字溝延389 もみ、玄米、大豆	同 左		
伊藤 忠一 西村山郡大江町大字小見234 もみ、玄米、大豆、そば	同 左		
井上 信敏 村山市大字河島乙209-1 玄米、大豆、そば	同 左		

森 裕子 村山市楯岡笛田三丁目1-13 玄米、大豆	同 左
須藤 賢治 村山市大字名取2458 玄米	同 左
植松 伸之 東根市大字長瀬1360 玄米	同 左
黒山 典之 尾花沢市大字丹生312 玄米、大豆、そば	同 左
本間 正子 尾花沢市大字野黒沢200 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
国分 政行 尾花沢市大字名木沢83 玄米、大豆、そば	同 左
富樫 利宏 新庄市万場町5-10 玄米、大豆、そば	同 左
柿本 吉雄 新庄市栄町6-2 玄米、大豆、そば	同 左
五十嵐 峰夫 最上郡最上町大字本城46 玄米、大豆、そば	同 左
佐々木 重四郎 最上郡最上町大字向町631 玄米、大豆、そば	同 左
井上 孝一 新庄市金沢2330-1 玄米、大豆、そば	同 左
手塚 昌之 米沢市大字上新田659-2 玄米、大豆、そば	同 左
竹田 正幸 南陽市高梨471-3 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
茂出木 公夫 南陽市竹原2850-4 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
石川 忠良 東置賜郡高畠町大字高畠707-5 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
佐藤 一之 東置賜郡高畠町大字高畠501-1 C-1 玄米、大豆、そば	同 左

淀野 昭仁 東置賜郡川西町大字吉田3383 玄米、大豆	同 左
井上 文典 東置賜郡川西町大字堀金1159-1 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
井上 優子 東置賜郡川西町大字堀金1159-1 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
飯沢 健司 長井市館町南3-1-1 玄米、大豆、そば	同 左
淵田 謙一 鶴岡市藤島字笹花63-2 玄米、大豆	同 左
佐藤 吉男 酒田市大町10-8 もみ、玄米、大豆	同 左
石川 尚 酒田市東中の口町2-4 もみ、玄米、大豆	同 左
小島 行雄 酒田市浜田一丁目2-7 玄米、大豆	同 左
山崎 信一郎 山形市大字松原382-10 もみ、玄米	同 左
吉田 和人 上山市栄町二丁目7-8-7 もみ、玄米	同 左
大津 敏春 東村山郡中山町大字柳沢17 もみ、玄米	同 左
秋葉 一司 東村山郡中山町大字長崎4477 玄米、大豆、そば	同 左
山崎 政彰 西村山郡河北町大字溝延字千苺47-1 玄米、大豆	同 左
設楽 敏英 西村山郡河北町谷地字十二堂2 玄米、大豆、そば	同 左
柴田 七郎兵衛 西村山郡朝日町大字宮宿1026-40 玄米、大豆、そば	同 左
大山 清博 尾花沢市大字丹生1499 玄米	同 左

鈴木 互 尾花沢市禁町二丁目3-7 玄米	同 左
大類 亮 尾花沢市横町一丁目6-8 玄米	同 左
星田 政一 尾花沢市大字牛房野549 玄米、そば	同 左
今野 悦子 北村山郡大石田町大字鷹巣字上北原124 玄米	同 左
小野寺 智保 最上郡金山町大字金山419 玄米、大豆、そば	同 左
栗田 勝治 最上郡金山町大字金山409 玄米、大豆、そば	同 左
高橋 志朗 最上郡舟形町舟形281-5 玄米	同 左
近岡 秀一 最上郡真室川町大字新町823 玄米	同 左
我妻 正昭 米沢市大字浅川1212 玄米	同 左
伊藤 雅幸 東置賜郡川西町大字下奥田1499-4 玄米	同 左
舟山 一美 西置賜郡小国町大字若山335 玄米	同 左
富樫 信吉 山形市大字風間1342-10 もみ、玄米	同 左
高橋 治 天童市大字寺津182 もみ、玄米	同 左
渡邊 健一 東村山郡山辺町大字大寺411 もみ、玄米	同 左
工藤 浩 天童市駅西二丁目8-16 サンホワイトB201 玄米、大豆、そば	同 左

大津 朋洋 東村山郡中山町大字柳沢17 玄米	同 左
佐藤 智之 東根市大字羽入783 玄米	同 左
逸見 弘子 西村山郡河北町西里1348-2 玄米、大豆	同 左
富樫 宏一 新庄市万場町5-10 玄米	同 左
高橋 修 最上郡舟形町長沢1106 玄米	同 左
安喰 昭裕 山形市十日町二丁目3-2 玄米	同 左
鈴木 文明 山形市松山三丁目10-17 ウイン ディア松山A102 そば	同 左
鈴木 亮吉 東根市大字蟹沢341 玄米	同 左
渡辺 貴志 東根市大字東根甲181 玄米、大豆	同 左
井上 なほみ 新庄市金沢2330-1 玄米	同 左
櫻井 卓弥 山形市大字中野216 玄米、大豆	同 左
角屋 晃孝 米沢市泉町二丁目1-70-3 玄米	同 左
渡邊 徹 東村山郡山辺町大字大寺411 玄米	同 左
茂出木 純也 南陽市竹原2850-4 玄米	同 左
淵田 春美 鶴岡市藤島字笹花63-2 玄米、大豆	同 左
佐藤 良平 酒田市小泉字上川原62-内2-2 玄米	同 左

高津 史康 寒河江市南町二丁目5-22 玄米、小麦、大豆	同 左
香曾我部 健 山形市江俣三丁目7-28 玄米	同 左
成原 恵美 西村山郡朝日町大字新宿143-7 玄米	同 左
斉藤 咲恵子 尾花沢市大字名木沢83 玄米	同 左
今野 寿洋 北村山郡大石田町大字鷹巣字上北原124 玄米	同 左
小野寺 賢一 最上郡金山町大字金山419 玄米	同 左
渡部 由里子 最上郡最上町大字志茂103 玄米	同 左
佐々木 和代 山形市北町四丁目6-11-404 玄米	同 左
須賀 正樹 米沢市窪田町藤泉27 玄米	同 左
竹田 幸広 南陽市高梨471-3 玄米	同 左
佐藤 太 東置賜郡高畠町大字高畠404-1 玄米	同 左
後藤 周一 西置賜郡飯豊町大字萩生992 玄米	同 左
結城 友靖 山形市桧町四丁目1-5 玄米、大豆、そば	同 左
福井 晋哉 山形市瀬波三丁目1-28 玄米	同 左
佐藤 健治 山形市みはらしの丘一丁目31-9 玄米	
高橋 彰良 村山市河島山4-9 玄米	同 左

柿本 卓也 新庄市栄町5-3 玄米、大豆、そば	同 左
我妻 正考 米沢市大字浅川1212 玄米、大豆	同 左
井上 元紀 東置賜郡川西町大字堀金1159-1 玄米	同 左
樋口 幹夫 西置賜郡飯豊町大字萩生1500-8 玄米	同 左
淵田 正樹 鶴岡市藤島字笹花63-2 玄米	同 左
石川 直美 酒田市東中の口町2-4 玄米	同 左
小島 隆行 酒田市新橋二丁目1-77 玄米	同 左
佐藤 暁 東田川郡庄内町狩川字西田115-14 玄米	同 左
熊倉 寿 山形市江南一丁目20-6 玄米	同 左
大川 好友 鶴岡市文下字久保田142 玄米	同 左
尾崎 雄大 尾花沢市大字鶴巻田445 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
松澤 英紀 新庄市金沢2203-1 玄米	同 左
関 陽介 東置賜郡高島町大字馬頭1574 玄米	同 左
菊池 明博 尾花沢市大字芦沢993 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
國分 宏樹 尾花沢市大字名木沢83 もみ、玄米	同 左
溝越 清貴 新庄市十日町6395-16 もみ、玄米、大豆、そば	同 左

沼沢 弘明 最上郡舟形町舟形309-20 玄米	同 左		
鈴木 淳一 長井市泉475-5 玄米	同 左		

- 3 (1) 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 もがみ中央農業協同組合
 代表理事組合長 安食 賢一
 新庄市大字福田字福田山711-73
- (2) 届出の内容

農産物検査員の氏名、住所及び農産物検査を行う農産物の種類			変更年月日
変更前	変更後	備考	
菅 徹 最上郡最上町大字法田819 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左	国内産農産物に限る。	令和2年2月28日
五十嵐 佳 新庄市大字泉田字村東137-2 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
二ノ宮 渉 新庄市十日町2559-19 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
阿部 邦博 最上郡最上町大字向町830 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
早坂 貴 最上郡大蔵村大字清水1536-17 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
中嶋 宏真 最上郡最上町大字若宮154 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
沼澤 圭治 最上郡舟形町舟形150 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
星川 健 新庄市下金沢町16-12 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
二戸 広平 最上郡舟形町長者原846-8 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
井上 政良 最上郡最上町大字若宮832 玄米、大豆、そば	同 左		
山田 寿広 最上郡最上町大字富沢573 もみ、玄米、大豆、そば			

小嶋 広弥 新庄市大字泉田字往還東560-1 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
山本 周平 新庄市大字萩野3318-17 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
柿崎 拓 新庄市上金沢8-48 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
高橋 徳彦 最上郡舟形町長沢1891 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
門脇 透 最上郡舟形町堀内1460-3 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
片桐 達也 最上郡最上町大字富沢1812-2 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
笠原 孝志 最上郡最上町大字富沢2091 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
高橋 浩太 最上郡舟形町舟形1684-3 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
沼澤 大典 最上郡舟形町舟形2080-1 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
坂井 義宏 最上郡最上町大字向町432-1 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
大塚 雅俊 最上郡最上町大字本城218 玄米、大豆、そば	同 左
大場 駿平 最上郡最上町大字志茂1074 玄米、大豆、そば	同 左
西嶋 信一 最上郡戸沢村大字古口110-10 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
吾孫子 昌弘 最上郡最上町大字富沢1366-3 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
高橋 稔 最上郡鮭川村大字石名坂9 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
石山 賢一 新庄市石川町122 玄米、大豆、そば	同 左

野尻 典佳 最上郡鮭川村大字中渡1172-1 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
五十嵐 孝 最上郡鮭川村大字庭月1049 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
八鍬 広美 新庄市城西町6-62-512 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
伊藤 悟 最上郡戸沢村大字名高1593-82 玄米、大豆、そば	同 左
後藤 陽一 新庄市城西町6-62-609 玄米、大豆、そば	同 左
荒木 哲男 最上郡鮭川村大字中渡827 玄米、大豆、そば	同 左
川田 昭一 最上郡鮭川村大字庭月2947 玄米、大豆、そば	同 左
八鍬 重孝 新庄市城南町9-21 玄米、そば	同 左
安彦 浩二 最上郡鮭川村大字曲川223-4 玄米、そば	同 左
野尻 義正 最上郡戸沢村大字松坂1721 玄米、そば	同 左
斉藤 美弥 最上郡大蔵村大字赤松1628-2 玄米、大豆、そば	
矢口 圭介 最上郡戸沢村大字松坂364-7 玄米、大豆、そば	同 左
柿崎 義隆 新庄市万場町10-7 コーポ木村 B 玄米、大豆、そば	同 左
黒木 敬 最上郡鮭川村大字京塚1097 玄米、大豆、そば	同 左
早坂 一紀 最上郡大蔵村大字合海788-4 玄米、そば	同 左
阿部 輝喜 最上郡戸沢村大字角川1455-5 玄米、そば	同 左

大友 賢吾 最上郡戸沢村大字津谷20 もみ、玄米、そば	同 左	
渡部 大祐 新庄市大字飛田527 もみ、玄米、そば	同 左	
矢口 誠 最上郡鮭川村大字京塚1096 もみ、玄米、そば	同 左	
富樫 勝彦 最上郡真室川町大字川ノ内1199 もみ、玄米、大豆、そば	同 左	
佐藤 利行 最上郡真室川町大字及位437 もみ、玄米、大豆、そば		
佐藤 健治 最上郡真室川町大字木ノ下807-5 玄米、大豆、そば	同 左	
庄司 健二 最上郡真室川町大字大滝288-3 玄米、大豆、そば	同 左	
佐藤 祐一郎 最上郡真室川町大字大沢1691 玄米、大豆、そば	同 左	
小野 和哉 新庄市大字萩野4607 もみ、玄米、大豆、そば	同 左	

山形県告示第177号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により定めた県営西部地区土地改良事業（農業水利施設保全合理化事業（農業水利施設等整備事業））計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和2年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営西部地区土地改良事業（農業水利施設保全合理化事業（農業水利施設等整備事業））変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所
山形市役所及び山辺町役場
- 3 縦覧に供する期間
令和2年3月31日から同年4月28日まで
- 4 その他
 - (1) この告示に係る変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
 - (2) この変更については、(1)の審査請求のほか、この変更があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この変更の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この変更の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
 - (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この変更（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの変更の取消しの訴えを提起

することができない。

山形県告示第178号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により県営赤坂東地区土地改良事業（農地中間管理機構関連農地整備事業）計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和2年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営赤坂東地区土地改良事業（農地中間管理機構関連農地整備事業）計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所
新庄市役所
- 3 縦覧に供する期間
令和2年3月26日から同年4月23日まで
- 4 その他
 - (1) この土地改良事業計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
 - (2) この土地改良事業計画については、(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
 - (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この土地改良事業計画が定められた日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができない。

山形県告示第179号

県営土地改良事業の施行に伴う工事を次のとおり完了した。

令和2年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

事 業 名	地 区 名	工 事 完 了 年 月 日
地域用水環境整備事業（小水力発電）	野 川 地 区	令和2年2月14日
経営体育成基盤整備事業	高 山 地 区	令和2年3月11日

山形県告示第180号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、日向川土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

令和2年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	庄 司 徹	飽海郡遊佐町豊岡字奥屋後2番地

山形県告示第181号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において令和2年3月24日から同年4月7日まで縦覧に供する。

令和2年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 寒河江村山線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
東根市大字松沢字松沢65番38から 同 長瀬字松沢4245番4まで	旧	35.0メートル } 23.2	メートル } 201
東根市大字松沢字松沢65番38から 同 長瀬字松沢4251番11まで	新	23.3メートル } 12.6	同 上

山形県告示第182号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において令和2年3月24日から同年4月7日まで縦覧に供する。

令和2年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 東根尾花沢線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
東根市神町南一丁目9087番83から 同 神町中央二丁目9087番45まで	旧	12.9メートル } 8.8	メートル } 75
同 上	新	17.0メートル } 12.7	同 上

山形県告示第183号

次のとおり都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による告示があった。

令和2年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種 類 酒田都市計画道路事業
 - (2) 名 称 3・3・4号本町東大町線
- 2 施行者の名称
山形県
- 3 事務所の所在地
山形市松波二丁目8番1号
- 4 事業地の所在
 - (1) 収用の部分 酒田市中町二丁目並びに本町一丁目、二丁目及び三丁目地内
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 告示年月日及び番号
令和2年3月12日 東北地方整備局告示第36号

山形県告示第184号

次のとおり都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による告示があった。

令和2年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種 類 村山都市計画道路事業
 - (2) 名 称 3・4・5号村山駅東沢線
- 2 施行者の名称

山形県
- 3 事務所の所在地

山形市松波二丁目8番1号
- 4 事業地の所在
 - (1) 収用の部分 村山市楯岡新町二丁目、楯岡荒町一丁目及び二丁目地内
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 告示年月日及び番号

令和2年3月12日 東北地方整備局告示第37号

山形県告示第185号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第6項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域の指定を解除する。

令和2年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

解除する土砂災害警戒区域の名称	解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
宇津野沢	別紙図面のとおり	土石流
ナベヤキ沢	別紙図面のとおり	土石流
杉ノ原沢	別紙図面のとおり	土石流
子産沢	別紙図面のとおり	土石流
西町2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
山屋4	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
山屋10	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
滑田	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び村山総合支庁建設部西村山河川砂防課並びに朝日町役場において縦覧に供する。

山形県告示第186号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第9条第8項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域の全部について指定を解除する。

令和2年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

解除する土砂災害特別警戒区域の名称	解除する区域及び法第9条第2項に規定する政令で定める事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
宇津野沢	別紙図面のとおりに	土石流
ナベヤキ沢	別紙図面のとおりに	土石流
杉ノ原沢	別紙図面のとおりに	土石流
西町2	別紙図面のとおりに	急傾斜地の崩壊
山屋4	別紙図面のとおりに	急傾斜地の崩壊
山屋10	別紙図面のとおりに	急傾斜地の崩壊
滑田	別紙図面のとおりに	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び村山総合支庁建設部西村山河川砂防課並びに朝日町役場において縦覧に供する。

山形県告示第187号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和2年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

土砂災害警戒区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
宇津野沢	別紙図面のとおりに	土石流
ナベヤキ沢	別紙図面のとおりに	土石流
杉ノ原沢	別紙図面のとおりに	土石流
山居沢	別紙図面のとおりに	土石流
中畑沢	別紙図面のとおりに	土石流
センノ沢	別紙図面のとおりに	土石流
前坂沢	別紙図面のとおりに	土石流
西町2	別紙図面のとおりに	急傾斜地の崩壊
山屋4	別紙図面のとおりに	急傾斜地の崩壊
山屋10	別紙図面のとおりに	急傾斜地の崩壊

滑田	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
南2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
獅子穴	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
稲窪	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び村山総合支庁建設部西村山河川砂防課並びに朝日町役場において縦覧に供する。

山形県告示第188号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和2年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

土砂災害特別警戒区域の名称	指定の区域及び法第9条第2項に規定する政令で定める事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
宇津野沢	別紙図面のとおり	土石流
杉ノ原沢	別紙図面のとおり	土石流
センノ沢	別紙図面のとおり	土石流
西町2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
山屋4	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
山屋10	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
滑田	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
南2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
獅子穴	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
稲窪	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び村山総合支庁建設部西村山河川砂防課並びに朝日町役場において縦覧に供する。

山形県告示第189号

港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3の規定に基づく酒田港港湾計画の変更の概要は、次のとおりである。

令和2年3月24日

酒田港港湾管理者 山形県

代表者 山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 変更の概要

平成18年7月県告示第757号によりその概要を公示した酒田港港湾計画について、令和10年代半ばにおける取扱貨物量を430万トン、船舶乗降旅客数を5万人と想定して次のとおり変更した。

(1) 公共埠頭計画

イ 岸壁

地区名	水深（メートル）	バース数	変更の内容
本港地区	5.5	1バース	廃止
本港地区	9.0	1バース	既設
外港地区	14.0	1バース	既定計画
北港地区	13.0	1バース	既設
北港地区	12.0	1バース	既設の変更計画
北港地区	10.0	1バース	既設
北港地区	7.5	1バース	廃止
北港地区	10.0	1バース	削除
北港地区	10.0	1バース	削除

ロ 埠頭用地

地区名	面積（ヘクタール）	変更の内容
外港地区	6	既定計画
北港地区	19	新規計画・既設の変更計画
北港地区	6	削除

(2) 専用埠頭計画

岸壁

地区名	水深（メートル）	バース数	変更の内容
北港地区	14.0	1バース	既設

(3) 水域施設計画

イ 航路

地区名	名称	水深（メートル）	幅員（メートル）	変更の内容
本港地区	大浜航路	10.0	160～350	既定計画
外港地区	外港航路	14.0	330	既設

ロ 泊地

地区名	水深（メートル）	面積（ヘクタール）	変更の内容
本港地区	10.0	1	既設
本港地区	5.5	1	既設
本港地区	9.0	1	既設
本港地区	7.5	1	既設
本港地区	7.0	1	既設
外港地区	14.0	3	既設
北港地区	13.0	9	既設
北港地区	13.0	2	既設
北港地区	10.0	1	既設
北港地区	12.0	1	既設の変更計画
北港地区	10.0	1	既設
北港地区	7.5	1	既設
北港地区	10.0	1	既設
北港地区	14.0	2	既設

ハ 航路・泊地

地区名	水深（メートル）	面積（ヘクタール）	変更の内容
本港地区	7.5	21	既設
本港地区	10.0	19	既設
本港地区	7.5	1	既設
本港地区	7.5	1	既設
本港地区	7.0	7	既設
北港地区	14.0	76	既設
北港地区	12.0	3	既設の変更計画

北港地区	10.0	15	既設
北港地区	10.0	8	既定計画

(4) 外郭施設計画
防波堤

地区名	名称	延長（メートル）	変更の内容
本港地区	北防波堤	100	既定計画の変更計画
外港地区	沖防波堤	600	新規計画
外港地区	第二北防波堤	1,560	既定計画の変更計画

(5) 小型船だまり計画

地区名	名称	変更の内容
本港地区	入船町船だまり	削除
北港地区	北港船だまり	削除

(6) 臨港交通施設計画
道路

名称	起点	終点	車線数	変更の内容
臨港道路 南浜線	臨港道路 酒田臨海1号線	臨港道路 宮海北護岸線	2	既定計画
臨港道路 外港埠頭線	高砂埠頭	臨港道路 大浜宮海線	4	既定計画
臨港道路 大浜宮海線	臨港道路 大浜袖岡線	国道7号	4	既定計画

(7) 廃棄物処理計画
イ 海面処分用地

地区名	面積（ヘクタール）	変更の内容
外港地区	11	新規計画

ロ 海面処分・活用用地

地区名	面積（ヘクタール）	変更の内容
北港地区	1	新規計画

(8) 港湾環境整備施設計画
緑地

地区名	面積（ヘクタール）	変更の内容
本港地区	12	既定計画
外港地区	25	既定計画の変更計画
北港地区	4	既定計画の変更計画

(9) 土地造成計画

地区名	面積（ヘクタール）	用途
外港地区	11	海面処分用地
北港地区	1	埠頭用地

(10) 土地利用計画

地区名	面積（ヘクタール）	用途
本港地区	21	埠頭用地
	26	港湾関連用地
	2	交流厚生用地
	85	工業用地
	6	危険物取扱施設用地
	17	交通機能用地
	16	緑地
外港地区	16	埠頭用地
	16	港湾関連用地
	48	工業用地
	8	交通機能用地
	56	緑地
	5	公共用地

	11	海面処分用地
北港地区	26	埠頭用地
	22	港湾関連用地
	405	工業用地
	22	交通機能用地
	6	緑地
	6	公共用地

(11) 国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設（再掲）

イ 岸壁

地区名	水深（メートル）	バース数	変更の内容
外港地区	14.0	1バース	既定計画
北港地区	12.0	1バース	既設の変更計画

ロ 泊地

地区名	水深（メートル）	面積（ヘクタール）	変更の内容
北港地区	12.0	1	既設の変更計画

ハ 航路・泊地

地区名	水深（メートル）	面積（ヘクタール）	変更の内容
北港地区	12.0	3	既設の変更計画

ニ 防波堤

地区名	名称	延長（メートル）	変更の内容
外港地区	沖防波堤	600	新規計画
外港地区	第二北防波堤	1,560	既定計画の変更計画

(12) 大規模地震対策施設計画

イ 岸壁

地区名	水深（メートル）	バース数	変更の内容
外港地区	14.0	1バース	削除
北港地区	12.0	1バース	既設の変更計画

ロ 緑地

地区名	面積（ヘクタール）	変更の内容
外港地区	18	既定計画

(13) 港湾の再開発に関する事項を追加した。

(14) 物資補給等のための施設

岸壁

地区名	水深（メートル）	バース数	変更の内容
本港地区	5.5	1バース	既設
北港地区	7.5	1バース	既設

(15) 開発空間の留保

地区名	面積（ヘクタール）	変更の内容
北港地区	6	既定計画の変更計画

2 変更後の港湾計画の縦覧の場所

- (1) 山形市松波二丁目8番1号 県土整備部空港港湾課
- (2) 酒田市船場町二丁目5番15号 山形県港湾事務所

山形県告示第190号

平成19年3月県告示第304号（山形県港湾施設の概要）の一部を次のように改正する。

なお、関係図面は、県土整備部空港港湾課及び山形県港湾事務所において縦覧に供する。

令和2年3月24日

山形県知事 吉村美栄子

1 酒田港(1)第1酒田プレジャーボートスポット及び第2酒田プレジャーボートスポット以外の港湾施設の項の表荷さばき施設Fの項中

西ふ頭上屋	- 2	2,047	くん蒸施設2室	を
東ふ頭上屋	- 3	1,185		

「西ふ頭上屋 - 2 2,047 くん蒸施設2室」に改め、同表中

「	その他	山形県酒田海洋センター	7-1	642平方メートル	を
		山形県庄内総合支庁建設部港湾事務所	N-1 -1	780平方メートル	
「	休憩所	東ふ頭交流施設	5-1	743平方メートル	に改める。
	その他	山形県酒田海洋センター	7-1	722平方メートル	
		山形県港湾事務所	N-1 -1	1,299平方メートル	

山形県告示第191号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。
 なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建築課及び東根市役所において縦覧に供する。

令和2年3月24日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 指定の番号 私有地第188号
- 2 指定の場所 東根市大林二丁目2番21、18番23、2番20、18番71
- 3 道路の現況 幅員 6.00メートル
延長 60.90メートル
- 4 指定年月日 令和2年3月11日

山形県告示第192号

山形県証紙条例施行規則（昭和39年4月県規則第34号）第16条第1項の規定により、次のとおり証紙の売りさばき業務を廃止する旨の届出があった。

令和2年3月24日

山形県知事 吉村美栄子

売りさばき人		売りさばき所の所在地	廃止年月日
名称及び代表者氏名	所在地		
地方職員共済組合山形県支部 支部長 吉村 美栄子	山形市松波二丁目8番1号	同 左	令和 2. 3. 23

公安委員会関係

規 則

山形県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月24日

山形県公安委員会
委員長 吉田 眞一郎

山形県公安委員会規則第3号

山形県道路交通規則の一部を改正する規則

山形県道路交通規則（昭和49年2月県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

高速自動車国道東北中央自動車道相馬尾花沢線	東置賜郡高畠町大字深沼字舟入1600番1から東根市大字松沢字平内258番2まで	を
-----------------------	---	---

高速自動車国道東北中央自動車道相馬尾花沢線	東置賜郡高畠町大字深沼字舟入1600番1から東根市大字松沢字平内258番2まで	に、
高速自動車国道東北中央自動車道相馬尾花沢線	村山市大字土生田字道出4621番1から尾花沢市大字尾花沢字高田5543番1まで	

一般国道13号	南陽市大字川樋字高野1585番2から上山市中山字片倉壺まで	を
---------	-------------------------------	---

一般国道13号	南陽市大字川樋字高野1585番2から上山市中山字片倉壺まで	に、
一般国道13号	上山市川口字南裏河原1516番9から上山市川口字北浦152番4まで	
一般国道13号	上山市赤坂字太子堂66番1から上山市藤吾字大田2220番1まで	

一般国道47号	新庄市大字鳥越字本宮後1407番1から新庄市大字本合海字福宮3342番1まで	を
---------	--	---

一般国道47号	新庄市大字鳥越字本宮後1407番1から新庄市大字本合海字福宮3342番1まで	に、
一般国道47号	最上郡戸沢村大字津谷字鞭打野2282番1から最上郡戸沢村大字古口字真柄97番4まで	

「米沢市窪田町小瀬字大明神581番2」を「米沢市入田沢1613番1」に、

一般国道348号	西置賜郡白鷹町大字荒砥字熊の宮1027番27から山形市鉄砲町三丁目171番1まで	を
----------	--	---

一般国道348号	西置賜郡白鷹町大字荒砥字熊の宮1027番27から山形市鉄砲町三丁目171番1まで	に、
一般国道458号	新庄市五日町字清水川1318番3から新庄市万場町6156番まで	

「山形市大字沼木字高野内598番5」を「山形市富神台36番」に、

主要地方道山形白鷹線	西置賜郡白鷹町大字十王字天神4230番1から西置賜郡白鷹町大字十王字天神4257番1まで	を
------------	--	---

主要地方道山形白鷹線	西置賜郡白鷹町大字十王字天神4230番1から西置賜郡白鷹町大字十王字天神4257番1まで	に、
主要地方道山形朝日線	山形市城西町五丁目11番13から山形市黄金1番1まで	

主要地方道寒河江村山線	東根市大字松沢字砂田257番1から東根市大字長瀬字南方354番2まで	を
-------------	------------------------------------	---

主要地方道寒河江村山線	東根市大字松沢字砂田257番1から東根市大字長瀬字南方354番2まで
主要地方道尾花沢関山線	東根市大字東根元原方字大森北417番1から東根市大字関山字石原311番4まで

に、

「酒田市浜中字村東840番1」を「酒田市浜中字村東829番3」に、

主要地方道酒田松山線	酒田市大野新田字村南395番1から酒田市飛鳥字大林801番まで
------------	---------------------------------

を

主要地方道酒田松山線	酒田市大野新田字村南395番1から酒田市飛鳥字大林801番まで
主要地方道山形山辺線	山形市城西町四丁目3番14から山形市城西町五丁目10番7まで

に、

一般県道東根尾花沢線	村山市大字土生田字道出4681番11から村山市大字土生田字道出4591番1まで
------------	---

を

一般県道東根尾花沢線	村山市大字土生田字道出4681番11から村山市大字土生田字道出4591番1まで
一般県道東根大森工業団地線	東根市大字東根元原方字大森北417番1から東根市大字蟹沢字上縄目1821番5まで

に、

一般県道大石田土生田線	村山市大字土生田字道出4631番1から村山市大字土生田字道出4591番2まで
-------------	--

を

一般県道大石田土生田線	村山市大字土生田字道出4631番1から村山市大字土生田字道出4591番2まで
一般県道勸進代舟場線	長井市成田1021番1から長井市舟場10番18まで

に、

一般県道東根長島線	東根市大字東根元東根字宮崎裏5157番45から東根市大字長瀬字南方364番12まで
一般県道面野山鶴岡線	鶴岡市覚岸寺字菅谷地40番11から鶴岡市宝田一丁目9番7まで
一般県道鶴岡広野線	鶴岡市文下字広野37番1から酒田市広野字福岡726番2まで
一般県道槻代鶴岡線	鶴岡市宝田二丁目1番40から鶴岡市宝田二丁目3番38まで
一般県道吹浦酒田線	酒田市若竹町一丁目1番16から酒田市東両羽町8番1まで

を

一般県道東根長島線	東根市大字東根元東根字宮崎裏5157番45から東根市大字長瀬字南方364番12まで
一般県道曲川新庄線	新庄市十日町字右京屋敷9438番2から新庄市万場町6156番まで
一般県道面野山鶴岡線	鶴岡市覚岸寺字菅谷地40番11から鶴岡市宝田一丁目9番7まで
一般県道面野山鶴岡線	鶴岡市白山字西野154番から鶴岡市白山字西木村21番4まで

一般県道鶴岡広野線	鶴岡市文下字広野37番1から酒田市広野字福岡726番2まで
一般県道湯田川大山線	鶴岡市湯田川字中田64番28から鶴岡市白山字西野154番まで
一般県道湯田川大山線	鶴岡市白山字西木村21番4から鶴岡市矢馳字上矢馳600番まで
一般県道梳代鶴岡線	鶴岡市宝田二丁目1番40から鶴岡市宝田二丁目3番38まで
一般県道吹浦酒田線	酒田市上本町2番8から酒田市東両羽町8番1まで
一般県道比子八幡線	飽海郡遊佐町比子字白木22番1から飽海郡遊佐町藤崎字茂り松154番1まで

に、

市道下条城北線	山形市下条二丁目6番34から山形市下条二丁目18番1まで
市道万世上郷線	米沢市万世町桑山1231番11から米沢市八幡原五丁目4862番15まで

を

市道下条城北線	山形市下条町二丁目6番34から山形市下条町二丁目18番1まで
市道立谷川北志田線	山形市大字漆山字北志田1784番から山形市大字漆山字二ツ段2111番5まで
市道卸売市場西線	山形市大字漆山字北志田1784番から山形市大字漆山字北志田1784番まで
市道万世上郷線	米沢市万世町桑山1231番11から米沢市八幡原五丁目4862番15まで
市道万世上郷線	米沢市八幡原一丁目1番20から米沢市八幡原一丁目1番16まで
市道八幡原工業団地東回り線	米沢市八幡原五丁目4149番2から米沢市八幡原二丁目4678番1まで
市道米沢駅東線	米沢市万世町片子4382番4から米沢市八幡原三丁目4452番まで

に、

市道福田工業団地線	新庄市大字福田字石橋175番から新庄市大字福田字福田山711番162まで
市道西寒河江駅谷沢線	寒河江市緑町227番1から寒河江市中央工業団地1005番1まで
市道石曾根川口線	上山市石曾根山山咲1343番から上山市川口字北裏150番1まで

を

市道福田工業団地線	新庄市大字福田字石橋175番から新庄市大字福田字福田山711番162まで
市道福田工業団地1号線	新庄市大字福田字福田山711番56から新庄市大字福田字福田山711番1まで
市道西寒河江駅谷沢線	寒河江市緑町227番1から寒河江市中央工業団地1005番1まで
市道工業高校西線	寒河江市中央工業団地158番8から寒河江市中央工業団地155番2まで

に改

市道緑町米沢線	寒河江市中央工業団地152番1から寒河江市大字米沢字下1090番1まで
市道石曾根川口線	上山市石曾根字山咲1343番から上山市川口字北裏150番1まで
市道北部西回り線	上山市みはらしの丘63番から上山市みはらしの丘80番まで

める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

山形県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月24日

山形県公安委員会
委員長 吉 田 眞 一 郎

山形県公安委員会規則第4号

山形県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則

山形県暴力団排除条例施行規則（平成23年7月県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表3 その他の施設の項中

江南体育館	山形市江南一丁目1番27号
山形県子ども館	山形市七日町三丁目1番23号

を

江南体育館	山形市江南一丁目1番27号
-------	---------------

に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

人事委員会関係

規 則

山形県人事委員会規則5-2（特殊勤務手当支給の基準と手続）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月24日

山形県人事委員会
委員長 安 孫 子 俊 彦

第2条の4第2項及び第3項中「豚コレラ」を「豚熱」に改め、同条中第4項を第6項とし、第3項の次に次の2項を加える。

- 4 条例第6条第1項第4号の人事委員会規則で定める職員は、家畜伝染病予防法第3条の2第3項の規定に基づき、同法第2条に定める家畜伝染病のうち豚熱のまん延の防止のための防疫作業に従事する職員とする。
- 5 条例第6条第1項第4号の人事委員会規則で定めるものは、豚熱のまん延を防止するために行う野生いのししの死体の運搬若しくは埋却又は野生いのししの捕獲現場等の消毒の作業とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

企 業 局 関 係

規 程

山形県企業管理規程第1号

山形県企業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年3月24日

山形県企業管理者 高 橋 広 樹

山形県企業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程

山形県企業局職員の給与の支給に関する規程（昭和29年2月県電気事業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第5条の2の2を次のように改める。

（防疫作業手当）

第5条の2の2 防疫作業手当は、次の各号に掲げる場合に支給する。

- （1）家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第3条の2第3項の規定に基づき、同法第2条に定める家畜伝染病のうち口蹄疫、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザのまん延の防止のための防疫作業に従事する職員が、当該防疫作業において家畜のと殺、家畜の死体の焼却若しくは埋却又は畜舎等の消毒の作業に従事したとき。
- （2）家畜伝染病予防法第3条の2第3項の規定に基づき、同法第2条に定める家畜伝染病のうち豚熱のまん延の防止のための防疫作業に従事する職員が、当該防疫作業において野生いのししの死体の運搬若しくは埋却又は野生いのししの捕獲現場等の消毒の作業に従事したとき。

2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- （1）前項第1号の作業 380円（牛又は豚のと殺の作業に従事した場合にあつては、当該額にその100分の100に相当する額を加算した額）
- （2）前項第2号の作業 290円

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

病 院 事 業 局 関 係

規 程

山形県病院事業管理規程第3号

山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年3月24日

山形県病院事業管理者 大 澤 賢 史

山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程（平成15年3月県病院事業管理規程第19号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項第2号中「豚コレラ」を「豚熱」に改め、同項に次の1号を加える。

- （3）家畜伝染病予防法第3条の2第3項の規定に基づき、同法第2条に定める家畜伝染病のうち豚熱のまん延の防止のための防疫作業に従事する職員が、当該防疫作業において野生いのししの死体の運搬若しくは埋却又は野生いのししの捕獲現場等の消毒の作業に従事したとき。

第13条第2項第1号中「前項第1号」を「前項第1号及び第3号」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県基幹高速通信ネットワーク機器賃貸借サービスの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和2年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁e-ミーティングルーム（15階）
- (2) 日時 令和2年5月7日（木） 午前10時

2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県基幹高速通信ネットワーク機器賃貸借サービス 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 契約締結の日から令和8年1月31日まで
- (4) 履行場所 仕様書による。
- (5) 入札方法 調達をする役務が提供される令和3年2月1日から令和8年1月31日までの期間に相当する料金の総価のうち令和3年2月分から同年3月分までの2箇月分に相当する金額により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった同年2月1日から令和8年1月31日までの期間に相当する料金の総額のうち2箇月分に相当する金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 令和2年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和2年2月4日付け県公報第77号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県企画振興部情報政策課電子県庁・基幹ネット担当 電話番号023(630)2098

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

8 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を令和2年4月14日（火）午後3時まで山形県企画振興部情報政策課電子県庁・基幹ネット担当に提出するとともに、併せて2の(1)の役務の仕様に適合するものとして作成した応札に係る役務の仕様書（以下「応札役務仕様書」という。）及び競争入札に係る応札役務仕様書等審査申請書を提出すること。

(2) (1)により提出された応札役務仕様書については、2の(1)の役務の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札役務仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。

(3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、個人情報保護に関する定め、再委託の禁止に関する定め並びにこの契約に係る次年度以降の歳入歳出予算が成立しない場合の契約解除に関する定めを設けるものとする。

(4) この入札及び契約は、県の都合により調達手續の停止等があり得る。

(5) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required: Lease service of datacenter and hardware for the Yamagata Prefectural Government's central communication network : 1 set

(2) Time-limit for tender: 10:00 A.M. May 7, 2020

(3) Contact point for the notice: Information Policy Division, Planning and Development Department, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023(630)2098

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条の2第1項の規定により、令和2年度調理師試験を次のとおり実施する。

令和2年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 試験の日時及び場所

(1) 日 時 令和2年10月10日（土）午後1時30分から午後3時30分まで

(2) 場 所 山形市

2 受験手續

調理師試験受験願書を令和2年6月12日（金）から同月26日（金）までの間に、県内在住の者は最寄りの総合支庁保健福祉環境部生活衛生課（最上総合支庁にあつては、保健企画課生活衛生室）に、県外在住の者は山形県防災くらし安心部食品安全衛生課（山形市松波二丁目8番1号）に提出すること（県外在住の者については郵送も可能とし、山形県防災くらし安心部食品安全衛生課において同月26日までの消印のあるものに限り受け付ける。）。

3 その他

詳細については、山形県防災くらし安心部食品安全衛生課（電話023(630)2621）又は各総合支庁保健福祉環境部生活衛生課（最上総合支庁にあつては、保健企画課生活衛生室）に問い合わせること。

建築士法（昭和25年法律第202号）第15条の6第1項の規定により、公益財団法人建築技術教育普及センター（以下「センター」という。）に行わせることとした同法第13条の規定による二級建築士試験及び木造建築士試験（令和2年3月3日付け山形県公報第85号で公告したものに限る。）に係る受験手続の一部について、センターから次のとおり変更して実施する旨の報告があった。

令和2年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

受験申込手続

（変更前）

(1) 書面による受験申込

イ 受付場所における受験申込

次の受付期間及び場所により、原則として申込者本人が受験申込書を直接提出して申し込むこと。

受 付 期 間	場 所
令和2年4月9日（木）から同月13日（月）まで （各日とも午前10時から午後5時まで）	山形市城北町一丁目12番26号 一般社団法人山形県建築士会
令和2年4月9日（木） （午前10時から午後5時まで）	東田川郡三川町大字横山字西田48番地の8 出羽商工会三川支所

ロ 郵送による受験申込

令和2年3月25日（水）から同月31日（火）までの消印のあるものを有効とし、簡易書留郵便により東京都千代田区紀尾井町3番6号紀尾井町パークビル公益財団法人建築技術教育普及センター本部に送付すること。

（変更後）

(1) 郵送による受験申込

令和2年3月25日（水）から同年4月13日（月）までの消印のあるものを有効とし、簡易書留郵便により東京都千代田区紀尾井町3番6号紀尾井町パークビル公益財団法人建築技術教育普及センター本部に送付すること。

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

令和2年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	規格		公募戸数	区分	家賃					摘要	
		住宅形式	1戸当たり 住戸専用 面積 平方メートル			収入が 104,000円 以下の者	収入が104,000円 を超え123,000円 以下の者	収入が123,000円 を超え139,000円 以下の者	収入が139,000円 を超え158,000円 以下の者	収入が158,000円 を超え186,000円 以下の者		収入が186,000円 を超え214,000円 以下の者
県営鈴川第2ア パート1号	山形市鈴川町三 丁目18-48	3K	44.4	1	一般用	11,800	13,600	15,600	17,600	19,600	19,600	3月分 の家賃 に相当 する額
同 2号	同 18-51	同	44.4	2	同	12,200	14,100	16,100	18,200	19,000	19,000	
同 3号	同 17-25	同	44.4	1	同	12,000	13,900	15,900	17,900	19,600	19,600	单身可
同 4号	同 17-22	同	44.4	1	同	12,000	13,900	15,900	17,900	19,600	19,600	
同	同	同	44.4	1	同	12,000	13,900	15,900	17,900	19,600	19,600	单身可
同 五十鈴アバ ー1号	同 大野目二 丁目2-52	同	51.2	2	同	14,600	16,900	19,300	21,700	24,900	26,200	
同	同	同	51.2	1	同	14,600	16,900	19,300	21,700	24,900	26,200	单身可
同 2号	同 2-50	同	51.2	1	同	14,600	16,900	19,300	21,700	24,900	26,200	
同 3号	同 2-46	同	51.2	2	同	14,600	16,900	19,300	21,700	24,900	26,200	
同 馬見ヶ崎ア パート1号	同 円応寺町 21-27	3DK	59.3	1	同	17,600	20,300	23,200	26,200	30,000	34,600	
同 2号	同 21-26	同	59.3	2	同	17,600	20,300	23,200	26,200	30,000	34,600	
同 桜町アパー ト1号	同 桜町四丁 目12-16	同	58.4	2	同	19,400	22,400	25,700	28,900	33,100	38,200	
同	同	4DK	71.5	1	同	23,800	27,500	31,400	35,500	40,500	46,800	单身可
同 宮町アパー ト1号	同 宮町二丁 目8-23	3DK	66.5	1	同	21,900	25,300	28,900	32,600	37,300	43,000	同

同 4号	同 8-32	同	64.2	1	同	21,800	25,100	28,700	32,400	37,000	42,700	
同 深町アパー ト1号	同 深町一丁 目7-39	同	64.2	1	同	22,300	25,700	29,400	33,200	38,000	43,800	
同 十日町アパ ー	同 十日町一 丁目7-13	2DK	55.1	1	同	24,200	28,000	32,000	36,100	41,200	47,600	单身可
同 土屋倉アパ ー	同 土屋倉アパ ー	3DK	53.7	1	同	13,600	15,700	18,000	20,300	23,200	26,700	
同 鷲ヶ袋アパ ー	同 鷲ヶ袋アパ ー	同	54.6	1	同	13,200	15,200	17,400	19,600	22,400	25,900	
同 長清水アパ ー	同 長清水一 丁目10-18	同	70.1	1	特定目的用 (高齢・身障用)	22,800	26,300	30,100	33,900	38,800	44,800	
同 天童駅西ア パー	同 天童駅西二丁 目2-27	同	64.2	1	一般用	19,000	22,000	25,100	28,300	32,400	37,400	
同 3号	同 2-31	同	64.2	1	同	19,300	22,300	25,500	28,800	32,900	37,900	
同 天童駅南ア パー	同 天童駅南ア パー	同	66.5	1	同	22,900	26,400	30,200	34,100	38,900	44,900	
同 天童南部ア パー	同 天童南部ア パー	2LDK	70.1	1	特定目的用 (高齢・身障用)	25,500	29,500	33,700	38,000	43,500	50,100	
同 4号	同 18-4	3LDK	79.9	1	一般用	29,200	33,700	38,600	43,500	49,700	57,400	
同 近江アパー ト1号	同 近江アパー ト1号	3DK	62.6	1	同	18,600	21,500	24,600	27,800	31,700	36,600	
同	同	同	64.2	1	同	19,100	22,100	25,300	28,500	32,600	37,600	单身可
同 3号	同	同	64.6	1	同	19,500	22,500	25,800	29,100	33,200	38,300	
同 中原アパー ト2号	同 中山町 大字長崎881- 2	同	69.4	1	同	23,000	26,600	30,400	34,300	39,200	42,500	单身可
同 長崎アパー ト	同 8035 -205	同	62.8	1	同	16,800	19,400	22,100	25,000	28,600	33,000	

同 南寒河江ア パート1号	寒河江市大字高 屋字西浦100- 5	同	62.6	1	同	16,800	19,400	22,200	25,100	28,700	33,100	
同 2号	同	同	64.2	1	同	17,500	20,200	23,100	26,100	29,800	34,400	
同	同	同	64.2	1	同	17,500	20,200	23,100	26,100	29,800	34,400	单身可
同 塩水アパー ト1号	同 寒 河江字塩水46- 1	同	70.7	1	同	23,400	27,000	30,900	34,900	39,900	46,000	
同 2号	同	同	70.7	1	同	23,400	27,000	30,900	34,900	39,900	46,000	
同 楯岡アパー ト	村山市楯岡笛田 四丁目6-23	同	54.6	1	同	12,800	14,700	16,900	19,000	21,700	25,100	单身可
同 楯岡中町ア パート	同 楯岡中町 5-1	同	63.7	1	同	19,900	22,900	26,200	29,600	33,800	39,000	
同 尾花沢アパ ート	尾花沢市新町一 丁目9-36	同	64.2	1	同	19,500	22,600	25,800	29,100	33,300	38,400	
同	同	同	62.6	1	同	19,000	22,000	25,200	28,400	32,400	37,400	
同	同	同	62.6	1	同	19,000	22,000	25,200	28,400	32,400	37,400	单身可
同 大石田アパ ート	北村山郡大石田 町大字大石田甲 623-157	同	59.4	1	同	14,200	16,400	18,800	21,200	24,200	28,000	同

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は同一生計配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 同一生計配偶者が70歳以上の者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

3 選考方法

(1) 募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

(2) 募集の区分欄に「特定目的用（高齢・身障者用）」とあるのは、高齢者世帯及び身体障がい者世帯から選考する。

4 申込期間及び方法

(1) 申込期間 令和2年4月3日から同月9日までの午前10時から午後6時まで（月曜日を除く。）

ただし、郵送の場合は、令和2年4月9日までの消印のあるものに限り有効とする。

(2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

山形市城南町一丁目1番1号 霞城セントラル22階

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産

5 入居の時期 令和2年6月1日

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

令和2年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	規格		公募戸数	区分	家賃					要 摘	
		住宅形式	1戸当たり 住戸専用 面積 平方メートル			収入が 104,000円 以下の者	収入が104,000円 を超え123,000円 以下の者	収入が123,000円 を超え139,000円 以下の者	収入が139,000円 を超え158,000円 以下の者	収入が158,000円 を超え186,000円 以下の者		収入が186,000円 を超え214,000円 以下の者
県営若葉東アパ ート3号棟	新庄市金沢1496 -1	3DK	58.4	1	一般用	15,000 円	17,300 円	19,800 円	22,400 円	25,600 円	29,500 円	3 月の家賃 に相当する額

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は同一生計配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 同一生計配偶者が70歳以上の者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については当選確率を優遇するものとする。

4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 令和2年4月6日から同月10日までの午前9時30分から午後5時まで
ただし、郵送の場合は、令和2年4月10日までの消印のあるものに限り有効とする。
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先
新庄市金沢字大道上2034
県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産最上事務所

5 入居の時期 令和2年6月下旬

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

令和2年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	規格		公募戸数	区分	家賃				摘要		
		住宅形式	1戸当たり 住戸専用 面積 平方メートル			収入が 104,000円 以下 の者 円	収入が104,000円 を超え123,000円 以下の者 円	収入が123,000円 を超え139,000円 以下の者 円	収入が139,000円 を超え158,000円 以下の者 円		収入が158,000円 を超え186,000円 以下の者 円	収入が186,000円 を超え214,000円 以下の者 円
県営美原アパ ート1号	鶴岡市美原町18 -1	3DK	74.2	1	一般用	19,700	22,700	26,000	29,300	33,500	38,700	3月分 の家賃 に相当 する額
同 東部アパ ート1号	同 朝陽町6 -25	同	55.7	1	同	14,100	16,300	18,600	21,000	24,000	27,700	
同 茅原アパ ート1号	同 茅原字草 見鶴16-1	同	63.5	3	同	16,800	19,400	22,200	25,000	28,600	33,000	
同 2号	同	同	58.4	1	同	15,700	18,100	20,700	23,300	26,700	30,800	
同	同	同	63.9	1	同	17,200	19,800	22,700	25,600	29,200	33,700	
同 城南アパ ート1号	同 城南町9 -34	同	64.2	1	同	19,000	21,900	25,100	28,300	32,400	37,300	
同 未広アパ ート1号	同 未広町23 -63	同	69.3	2	同	22,700	26,200	30,000	33,800	38,600	44,600	
同 2号	同 23 -62	同	69.3	2	同	22,700	26,200	30,000	33,800	38,600	44,600	
同 川南アパ ート1号	酒田市若宮町二 丁目1-1	2DK	51.2	3	同	15,200	17,600	20,100	22,700	25,900	29,900	
同 2号	同 1-2	同	51.2	2	同	15,400	17,700	20,300	22,900	26,100	30,200	
同 川南住宅4 号	同 1-4	3K	54.6	2	同	16,400	19,000	21,700	24,500	28,000	32,300	
同 川南アパ ート5号	同 1-5	同	55.7	1	同	16,900	19,500	22,300	25,100	28,700	33,100	
同 しがねアパ ート1号	同 しがね町 一丁目21-1	3DK	63.5	1	同	17,500	20,200	23,100	26,000	29,800	34,300	
同 東泉アパ ート1号	同 東泉町四 丁目15-21	同	64.2	2	同	18,400	21,200	24,300	27,400	31,300	36,100	

同 2号	同 15-22	同	62.6	1	同	18,200	21,000	24,000	27,100	31,000	35,800
同	同	同	64.2	1	同	18,700	21,500	24,600	27,800	31,800	36,700
同 3号	同	同	62.6	1	同	18,500	21,300	24,400	27,500	31,400	36,300
同	同	同	64.2	1	同	18,900	21,900	25,000	28,200	32,200	37,200
同 鳥海アパー ト1号	同 富士見町 三丁目2-118	同	69.2	1	同	23,000	26,500	30,300	34,200	39,100	45,100
同 2号	同	同	69.2	2	同	23,200	26,800	30,600	34,500	39,500	45,500
同 北新町アパ ー1ト	同 北新町一 丁目1-58	2DK	55.0	1	同	19,500	22,500	25,700	29,000	33,200	38,300
同 余目アパー ト	同 東田川郡庄内町 余目字大塚93- 1	3DK	62.6	1	同	15,900	18,400	21,000	23,700	27,100	31,300
同 狩川アパー ト	同 狩川字山居22	同	58.0	1	同	12,500	14,400	16,500	18,600	21,200	24,500
同 遊佐アパー ト	同 鮎海郡遊佐町遊 佐字田子10-2	同	59.3	1	同	13,800	15,900	18,200	20,500	23,500	27,100

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は同一生計配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 同一生計配偶者が70歳以上の者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 令和2年4月2日から同月8日までの午前10時から午後5時まで（土曜日及び日曜日を除く。）ただし、郵送の場合は、令和2年4月8日までの消印のあるものに限り有効とする。
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先
東田川郡三川町大字横山字袖東19番1

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産庄内事務所

5 入居の時期 令和2年6月上旬

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、令和2年1月及び同年2月に実施した令和元年度に係る監査の結果を、次のとおり公表する。

令和2年3月24日

山形県監査委員	小	野	幸	作
山形県監査委員	木	村	忠	三
山形県監査委員	武	田	一	夫
山形県監査委員	海	老	信	乃

第1 監査実施状況

監査は、監査対象機関59箇所について、次のとおり実施した。

監 査 対 象 機 関	実 施 年 月 日	担 当 監 査 委 員	
山 形 南 高 等 学 校	令和2年1月16日	小野委員	武田委員
山 形 中 央 高 等 学 校	令和2年1月16日	小野委員	武田委員
山 形 警 察 署	令和2年1月16日	小野委員	武田委員
置 賜 食 肉 衛 生 検 査 所	令和2年1月16日	木村委員	海老名委員
工 業 技 術 セ ン タ ー 置 賜 試 験 場	令和2年1月16日	木村委員	海老名委員
置 賜 教 育 事 務 所	令和2年1月16日	木村委員	海老名委員
産 業 技 術 短 期 大 学 校	令和2年1月17日	小野委員	武田委員
山 形 職 業 能 力 開 発 専 門 校	令和2年1月17日	小野委員	武田委員
農 業 総 合 研 究 セ ン タ ー	令和2年1月17日	小野委員	武田委員
こ だ も 医 療 療 育 セ ン タ ー	令和2年1月17日	木村委員	海老名委員
米 沢 養 護 学 校	令和2年1月17日	木村委員	海老名委員
山 形 東 高 等 学 校	令和2年1月20日	武田委員	—
新 庄 南 高 等 学 校	令和2年1月20日	武田委員	—
青 年 の 家	令和2年1月23日	海老名委員	—
東 桜 学 館 中 学 校	令和2年1月23日	海老名委員	—
東 桜 学 館 高 等 学 校	令和2年1月23日	海老名委員	—
上 山 警 察 署	令和2年1月29日	武田委員	—

南陽警察署	令和2年1月29日	武田委員	—
米沢警察署	令和2年1月29日	武田委員	—
金峰少年自然の家	令和2年2月3日	木村委員	武田委員
酒田東高等学校	令和2年2月3日	木村委員	武田委員
鶴岡高等養護学校	令和2年2月3日	木村委員	武田委員
新庄神室産業高等学校	令和2年2月3日	小野委員	海老名委員
鶴岡南高等学校	令和2年2月3日	小野委員	海老名委員
酒田警察署	令和2年2月3日	小野委員	海老名委員
最上学園	令和2年2月5日	武田委員	—
最上教育事務所	令和2年2月5日	武田委員	—
環境科学研究センター	令和2年2月6日	木村委員	武田委員
工業技術センター	令和2年2月6日	木村委員	武田委員
楯岡特別支援学校	令和2年2月6日	木村委員	武田委員
森林研究研修センター	令和2年2月6日	小野委員	海老名委員
村山教育事務所	令和2年2月6日	小野委員	海老名委員
左沢高等学校	令和2年2月6日	小野委員	海老名委員
職員育成センター	令和2年2月12日	武田委員	—
朝日学園	令和2年2月12日	武田委員	—
尾花沢警察署	令和2年2月12日	武田委員	—
福祉相談センター	令和2年2月14日	武田委員	海老名委員
衛生研究所	令和2年2月14日	武田委員	海老名委員
精神保健福祉センター	令和2年2月14日	武田委員	海老名委員
霞城学園高等学校	令和2年2月14日	武田委員	海老名委員
高度技術研究開発センター	令和2年2月26日	小野委員	武田委員

朝 日 少 年 自 然 の 家	令和2年2月26日	小野委員	武田委員
高 島 高 等 学 校	令和2年2月26日	小野委員	武田委員
長 井 高 等 学 校	令和2年2月26日	小野委員	武田委員
庄 内 農 業 高 等 学 校	令和2年2月26日	小野委員	武田委員
山 形 養 護 学 校	令和2年2月26日	小野委員	武田委員
新 庄 養 護 学 校	令和2年2月26日	小野委員	武田委員
新 庄 警 察 署	令和2年2月26日	小野委員	武田委員
小 国 警 察 署	令和2年2月26日	小野委員	武田委員
鳥 海 学 園	令和2年2月26日	木村委員	海老名委員
病 害 虫 防 除 所	令和2年2月26日	木村委員	海老名委員
内 水 面 水 産 試 験 場	令和2年2月26日	木村委員	海老名委員
神 室 少 年 自 然 の 家	令和2年2月26日	木村委員	海老名委員
米 沢 興 譲 館 高 等 学 校	令和2年2月26日	木村委員	海老名委員
米 沢 東 高 等 学 校	令和2年2月26日	木村委員	海老名委員
鶴 岡 北 高 等 学 校	令和2年2月26日	木村委員	海老名委員
村 山 警 察 署	令和2年2月26日	木村委員	海老名委員
庄 内 警 察 署	令和2年2月26日	木村委員	海老名委員
長 井 警 察 署	令和2年2月26日	木村委員	海老名委員

第2 監査結果

(1) 指摘事項

監査において、是正又は改善を要するとして指摘したものは、次のとおりである。

イ 山形中央高等学校

(イ) 契約の締結又は履行が適切でないものがある。

(内容)

消費税の増税に伴う変更契約書の締結を行っておらず、代金の支払いが滞っているもの

印刷機用マスター及びインクの購入

当初契約日 平成31年4月1日

変更契約日（予定） 令和元年10月1日

令和元年10月分請求額 217,800円

（最終納品日：令和元年10月31日、請求日：10月31日）

令和元年11月分請求額 108,900円

（最終納品日：令和元年11月20日、請求日：11月29日）

ロ 産業技術短期大学校

(イ) 収入の調定が適切でないものがある。

(内容)

年度所属区分を誤ったもので、10万円以上のもの 1件

産業技術短期大学校授業料（平成30年度後期分）

調定日 平成31年4月1日

調定額 195,000円

既調定所属年度 平成31年度

正調定所属年度 平成30年度

(ロ) 未収金等の債権の管理が適切でないものがある。

(内容)

延滞金の徴収手続きをしていないもの 2件 合計55,000円

産業技術短期大学校授業料納付遅延に係る延滞金

a 元本 産業技術短期大学校授業料（平成29年度前期分）195,000円

元本の納期限 平成29年5月1日

元本の納付日 平成31年3月26日

延滞金の額 31,900円

b 元本 産業技術短期大学校授業料（平成29年度後期分）195,000円

元本の納期限 平成29年10月31日

元本の納付日 平成31年3月26日

延滞金の額 23,100円

ハ 山形東高等学校

(イ) 契約の締結又は履行が適切でないものがある。

(内容)

業務委託の長期継続契約において、仕様及び委託料に変更があるにもかかわらず、書面での変更手続が行われていないもの 1件

構内交換電話保守点検業務委託

契約期間 平成30年4月1日から令和3年3月31日

当初委託料 平成31年度年額 98,100円

変更後委託料 平成31年度年額 0円

(2) 注意事項

監査において、是正又は改善を要するとして注意したものは、次のとおりである。

イ 収入

(イ) 現金の金融機関への払込みが、正当な理由もなく3営業日を超えて遅延しているものがある。（山形中央高等学校、酒田東高等学校）

(ロ) 証紙収入の整理事務（財務システム入力）がなされていないものがある。（山形中央高等学校）

ロ 支出

(イ) 旅費支給について、正当な理由もなく支払を旅行の最終日から2箇月を超えて遅延しているものが相当数ある。（山形東高等学校、新庄南高等学校、長井高等学校）

(ロ) 請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に代金の支払を検査を完了した日から2箇月を超えてしていないものがある。（酒田東高等学校）

(ハ) 請求書を受理しているにもかかわらず、支払期限内に支払をしていないものがある。（山形中央高等学校、森林研究研修センター）

(ニ) 寒冷地手当について、区分の変更等に係る給与システムへの入力を怠り、追給を要するもの等がある。（山形中央高等学校）

ハ 契約

(イ) 完成期限を過ぎているにもかかわらず、完成通知書提出の催促等の適切な事務を行わず、債務の履行確認が遅延したものがある。（産業技術短期大学校）

(ロ) 建設工事請負契約において、30パーセントを超える増額変更を行っているにもかかわらず、契約保証金の変更手続が行われていないものがある。（職員育成センター）

(ハ) 見積書を徴して締結するものについて、事務又は事業実施伺の決裁を受けていないものがある。(酒田東高等学校)

ニ その他

(イ) 前年度会計の監査において指摘又は注意された事項以外の指導事項について、措置又は改善を行っていないものがある。(最上学園)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、山形県教育委員会教育長から令和元年10月11日に公表した監査の結果に基づき講じた措置について、次のとおり通知があった。

令和2年3月24日

山形県監査委員 小 野 幸 作
 山形県監査委員 木 村 忠 三
 山形県監査委員 武 田 一 夫
 山形県監査委員 海 老 名 信 乃

監査対象機関	指 摘 事 項	措 置 の 内 容
スポーツ保健課	補助金等の交付事務が適切でないものがある。	補助事業の実績報告書提出時に金額の内訳が明示されている領収書等の写し及び補助事業が実施されたことが確認できる挙証資料を添付すること、補助事業の実施に係る責任者、経理担当者、監督担当者を定めて責任の所在を明らかにすることを補助金交付要綱に明記することとした。 さらに、年次計画を立てて補助事業対象者に対する現地調査を行うこととした。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、令和元年7月2日に公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、令和2年3月10日付けで山形県知事から通知があった。

令和2年3月24日

山形県監査委員 小 野 幸 作
 山形県監査委員 木 村 忠 三
 山形県監査委員 武 田 一 夫
 山形県監査委員 海 老 名 信 乃

所 管 課 (対象施設等)	監 査 結 果	措 置 の 内 容
中小企業振興課 (山形県産業創造支援センター)	(管理業務に係る事業報告書で報告すべき内容の明確化について) 平成29年度事業報告書の創業支援に関する記載のうち、相談延べ件数について、指定管理者が有する企業相談情報データベースの相談件数の実績と一致していない。 県は、事業報告書の報告件数について、正しい件数が報告されるよう指定管理者に対して、報告すべき件数の考え方を明確に示す必要がある。	指定管理者に対し、事業報告書に記載すべき創業支援に関する相談延べ件数は、相談を受けた場所（企業振興公社、産業創造支援センター）に関わらず、創業支援業務として支援した全ての件数とするよう口頭で指導した。また、令和元年7月に実施した四半期ごとの指定管理者との意見交換時に、指定管理者の報告様式に作成時の注意事項として明記して示し、令和元年度分の業務報告について、正しい件数で報告されていることを確認した。